

Disclosure



Report 2026



令和 7 年度 ディスクロージャー Report 2026



あわじ島農業協同組合

プロフィール

☆設立	平成2年 4月	☆本所所在地	兵庫県南あわじ市市青木 18-1
☆営業地区	南あわじ市	☆出資金	3,796百万円
☆事業利益	257百万円	☆経常利益	389百万円
☆当期剰余金	329百万円	☆総資産	228,630百万円
☆純資産	16,831百万円	☆貯金	208,609百万円
☆預金	167,397百万円	☆貸出金	25,169百万円
☆有価証券	11,899百万円	☆長期共済保有高	325,256百万円
☆短期共済新契約掛金	752百万円	☆購買品供給・取扱高	4,963百万円
☆販売品販売・取扱高	10,902百万円	☆組合員数	9,142人
☆役員数	22人	(正組合員 5,188人 准組合員 3,954人)	
☆単体自己資本比率	21.15%	☆職員数	298人
		(正職員 238人 嘱託・契約職員 60人)	



目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和7年度）	3
5. JAあわじ島協同活動ハイライト（令和7年度）	6
6. 農業振興活動	8
7. 地域貢献情報	9
8. リスク管理の状況	11
9. 自己資本の状況	15
10. 主な事業の内容	16
【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	24
2. 機構図	25
3. 組合員数	25
4. 組合員組織の状況	25
5. 地区一覧	26
6. 役員構成（役員一覧）	26
7. 職員数	26
8. 事務所の名称及び所在地	27
9. 特定信用事業代理業者の状況	27
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	30
3. 注記表	32
4. 剰余金処分計算書	48
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	49
6. 会計監査人の監査	49
7. キャッシュ・フロー計算書	50
8. 部門別損益計算書	50
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	51
2. 利益総括表	52
3. 資金運用収支の内訳	52
4. 受取・支払利息の増減額	52
III 事業の概況	
1. 信用事業	53
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	

2. 共済事業	6 1
（1）長期共済保有高	
（2）医療系共済の共済金額保有高	
（3）介護系その他の共済の共済金額保有高	
（4）年金共済の年金保有高	
（5）短期共済新契約高	
IV 経営諸指標	
1. 利益率	6 2
2. 貯貸率・貯証率	6 2
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	6 3
2. 自己資本の充実度に関する事項	6 5
3. 信用リスクに関する事項	6 7
4. 信用リスク削減手法に関する事項	7 4
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 5
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	7 5
7. CVAリスクに関する事項	7 5
8. マーケット・リスクに関する事項	7 5
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	7 6
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	7 6
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	7 6
12. 金利リスクに関する事項	7 7
VI 連結情報	
1. グループの概況	7 9
（1）グループの事業系統図	
（2）子会社等の状況	
（3）連結事業概況（令和7年度）	
（4）最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
（5）連結貸借対照表	
（6）連結損益計算書	
（7）連結剰余金計算書	
（8）連結キャッシュ・フロー計算書	
（9）連結注記表	
（10）農協法に基づく開示債権	
（11）連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	1 0 3
（1）自己資本の構成に関する事項	
（2）自己資本の充実度に関する事項	
（3）信用リスクに関する事項	
（4）信用リスク削減手法に関する事項	
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	
（7）CVAリスクに関する事項	
（8）マーケット・リスクに関する事項	
（9）オペレーショナル・リスクに関する事項	
（10）出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
（11）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
（12）金利リスクに関する事項	

法定開示項目掲載ページ一覧	1 1 8
---------------	-------

ごあいさつ

盛夏の候、組合員の皆さまには益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、ここに令和7年度の協同の成果についてご報告できる運びとなりましたこと、これもひとえに皆さま方のご支援、ご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

振り返れば、令和7年度は物価高や生産資材価格の高止まり、国際市場の混乱、原油価格や株価の変動など、農業を取り巻く外部環境が一段と厳しく、変化の大きい年でありました。こうした世界的な経済変動に加え、国内では少子高齢化に伴う労働力不足や消費動向の変化、さらに高温・渇水といった気候変動が生産現場に大きな影響を及ぼしました。

国は「食料・農業・農村基本計画」や「食料システム法」により構造転換や輸出促進を図っており、我々もこれに呼応する必要があります。こうした中、当組合は組合員の経営基盤を守るため、資材の共同調達によるコスト抑制、燃料・肥料の安定供給、出荷先との交渉による販路維持に努め、営農指導や栽培講習会等で生産性向上と経営改善を支援してまいりました。

経営面では、野菜価格の低迷で特産販売高は約89億円と苦戦しましたが、事業の効率化により最終当期剰余金は3億円台を確保する決算となりました。改めて御礼申し上げます。

令和8年度は「地域になくてはならない農協」として、資材調達・販売の安定化や価格形成の交渉力強化、営農支援と業務効率化を一層進め、組合員の営農継続と経営安定に寄与してまいります。

結びになりますが、変化が激しい時代だからこそ農協の役割は一層重要です。役職員一同、信頼に応えるべく精進してまいりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月吉日

あわじ島農業協同組合
代表理事組合長 原口 和幸

1. 経営理念

「あわじ島農協は南あわじ農業の発展のため、挑戦し続けます」
～ Challenge for Agriculture ～

2. 経営方針

- ・ 農業所得向上のための事業活動に挑戦します。
- ・ 組合員とともに人と自然にやさしい持続型農業に挑戦します。
- ・ 南あわじ農業の魅力を伝え、次世代へつなげる取り組みに挑戦します。
- ・ 農業とともにくらしを支え、地域に選ばれる組織づくりに挑戦します。
- ・ 事業の次世代化とやりがいのある職場づくりに挑戦します。



3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和7年度）

世界的な情勢不安や円安の進行を背景に物価上昇が続き、生産資材や燃料費、物流コストの高騰が農業経営や地域経済に大きな影響を及ぼしています。加えて、米を巡る需給・価格動向は依然として不安定であり、消費構造の変化や在庫動向への対応も求められています。さらに、金利上昇により金融環境も大きく変わり、事業運営における資金戦略の見直しが求められています。そのような中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

このような情勢の中、あわじ島農協では堅実で健全な経営を基本理念として、次のことに取り組みました。その結果、当期剰余金は329百万円となり、計画対比159.0%となりました。

1. 指導事業

（1）営農指導事業

- ・野菜の安定生産と品質向上を目的に、関係機関と連携して各種講習会を実施するとともに、CATV放送やハガキ、メールマガジン、組合員専用ホームページ等を活用し速やかに情報発信を行いました。

- ・消費者の安全・安心ニーズと野菜生産農家の所得向上に応えるため、農薬適正使用の啓蒙、栽培管理日誌の記帳、性フェロモン防除、良質堆肥施用事業等の『あわじ島「安全」「安心」野菜システム』を実施しました。

- ・残留農薬検査を実施し、自主検査218検体と外部委託検査49検体について測定を行い、全て残留基準値以下でした。

- ・安定生産に向け、以下のことに取り組みました。

- ①出向く体制を強化し、部会・研究会・担い手グループ活動を積極的に行いました。

- ②環境に配慮した光防除技術として、改良型高圧黄色ナトリウム灯を管内3か所で設置し、夜蛾類（ヨトウムシ類等）の被害軽減と化学農薬削減に向けた研究を行いました。

- ③管内で発生している鶏ふんをペレット化し、主要作物への適応性について研究を行いました。

- ④たまねぎの乾燥について、ハウス用換気扇を利用し、ポリコンテナの自家乾燥の適応性について研究を行いました。

- ⑤土壌分析は年間通じて400点を行い、診断結果をもとに、土壌にあった施肥改善を行いました。

（2）くらしの活動事業

JA組織の活性化活動として、くらしの活動教室（58教室）、健康教室（市と連携）、生け花教室などを実施しました。高齢者たすけあい運動として手指消毒液を市内7か所の高齢者施設へ寄贈しました。

2. 販売事業

特産事業では、令和7年度は国際・社会情勢の変化によるインバウンド需要の落ち着きと食料品等の価格高騰により消費動向が大きく変化し、青果物販売にも影響が及びました。特産品のたまねぎについては、天候にも恵まれ概ね高品質での収穫となりました。また価格動向についても7月には流通量の増加に伴い販売苦戦する場面もありましたが、短期冷蔵、長期冷蔵については高単価での販売となりました。葉物野菜については、令和6年度の相場高騰の反動を受け、輸入野菜の増加が顕著となり、春作から秋冬作野菜にかけて全般的に販売苦戦を強いられました。特に、キャベツ、はくさい等の輸入量が各品目に影響を及ぼしましたが、契約取引の充実を図り所得確保に努めました。また、レタスの共同撰果作業の効率化に取り組み、令和7年度の取扱件数並びに出荷数量は大幅な増加となりました。

農産事業では、令和6年産の価格高騰を背景に、全国的に作付面積が大幅に増加し、令和7年産の作況指数は全国105と豊作傾向となりました。また8月から9月にかけては、消費地の店頭において精米が不足する事態が発生し、7年産米の収穫時から高値相場となりました。さらに、全国的に集荷業者等による高値での買い取りが活発化し、J Aにおける取扱数量は63,300袋となりました。

販売促進事業では、淡路島たまねぎ、あわじ島レタスのレシピをインフルエンサーが発信することで、幅広い消費者へのアプローチを行いました。また、大手企業（ヒガシマル、キッコーマン）との共同販促に加え、令和7年度より大手食品メーカーのハウス食品と連携し、たまねぎカレー及びはくさいを使用したシチュエーのPR活動を実施しました。

宅配事業ではECサイトで淡路島たまねぎの販売、ふるさと納税、J Aタウンへの出品を強化し、販路拡大に努めました。

3. 購買事業

世界的な社会情勢不安と為替相場の影響により、農業生産に関わる資材の原材料価格が高止まりする中、迅速な情報収集により肥料・農薬・生産資材の主要品目を中心に予約購買並びに一括仕入れによる安定供給に努めました。

また、肥料、農薬など価格動向の情報発信を迅速に行い、農業生産コストの低減につながるよう努めました。この結果、購買品供給・取扱高は4,963百万円となりました。

4. 信用事業

令和7年度は、本格的な「金利のある世界」が定着する中、不透明な中東情勢をはじめとする外的要因による急激な金利変動への対応に苦慮した年となりました。刻一刻と変化する市場動向を精査し、リスク管理を徹底しながら、機動的な資金の調達・運用に努めました。

利用者のニーズに応じて、相続・資産運用等の休日相談会を継続するとともに、次世代・若年層の新規利用拡大に向けた休日渉外活動を展開しました。

5. 共済事業

組合員・地域住民に寄り添った安心と満足の提供を行うべく、保障点検活動の充実を図りました。また、地域貢献活動の一環として農協まつりでは、地震体験車により揺れを実際に体験していただくことで、地震の恐ろしさと防災対策の重要性の周知を目的とした啓蒙を実施しました。

この結果、長期共済の新契約は175億円の実績となりました。



6. 畜産事業

令和7年度の畜産事業は、神戸ビーフ・但馬牛の枝肉相場が高単価で推移したこともあり、淡路家畜市場での和子牛せり市では平均価格（税込み）は105万円台の高値で取り引きされ、和子牛販売高は前年度対比102.2%となりました。また、淡路家畜市場への上場頭数は減少しましたが、全農出荷肉牛、スモールの単価も堅調に推移し、畜産販売高は前年度対比101.7%となりました。



《第21回南あわじ市畜産共進会》

5. JAあわじ島 協同活動ハイライト（令和7年度）

◇農業振興支援事業の取り組み

部会・営農組合等に機械の導入に対する支援の実施

令和7年度 支援件数 3件 支援金額 1,089千円

◇出前授業・農業体験の実施

南あわじ市の小学校に対し、たまねぎの収穫体験や田植え等の体験を実施。

たまねぎ収穫体験	5校	児童	122名
みかん出前授業	1校	児童	9名
バケツ稲づくり	1校	児童	9名
田植え体験	2校	児童	29名
稲刈り体験	2校	児童	29名
たまねぎ定植体験	2校	児童	54名
和牛の出前授業	1校	児童	69名
ふるさと創造学習	1校	児童	24名



◇農業体験の実施

南あわじ農業の魅力を伝えるために農業体験を実施。

武庫川女子大学 食創造科学科 学生 たまねぎ収穫体験 約70名

パルコープおおさか 組合員 収穫体験 26名

◇休日相談業務・休日訪問活動の実施、各種相談業務の拡充

金融渉外担当者・共済LA担当者による休日訪問活動の実施

各種相談会の実施

◇営農指導員資格取得・毒物劇物取扱者資格取得

営農指導員資格取得 2名合格（うち営農担当者以外1名）

毒物劇物取扱者資格取得 4名合格

◇ J Aあわじ島農協まつり

組合員来場者 5,906 名（参加券ベース）

総来場者数 約 20,000 名 来場



《令和7年度 あわじ島農協まつり》

◇廃棄農業資材の回収

地域の環境配慮のため、廃棄農業資材を回収し、適正な処理を行いました。

◇全職員に肥料・農薬研修

全職員を対象とした肥料・農薬の研修会の実施。

◇企業とのコラボ企画による販促活動

大手食品メーカーとの連携 レシピ考案

- ・ハウス食品株式会社※

「淡路島たまねぎまるごとカレー」、「白菜の甘みたっぷりカレー」

「白菜たっぷりシチュー」

- ・ケンミン食品株式会社

「レタスタっぷり炒飯風ビーフン」

- ・東海漬物株式会社

「こくうまキムチ」の白菜の原料として使用

※ハウス食品株式会社とは兵庫県、J A淡路日の出、J A全農兵庫と連携し、

1 月 14 日に合同記者発表及び試食会を開催し、P Rを行いました。

6. 農業振興活動

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

J Aあわじ島ほんまもん元気野菜システムを実施し、生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組む、安全・安心な農産物の提供に努めています。

2. 営農組織の育成・支援

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携して「栽培ごよみ」「防除ごよみ」等を作成し、現地圃場巡回や窓口対応に活用しました。また、業務用スマートフォンでの営農相談も行いました。さらに、緊急時にはJ Aあわじ島営農情報の提供（メルマガ配信）やハガキによるDMを送付、CATV放送や組合員専用ホームページ等を活用し速やかに情報発信を行いました。

3. 地産地消の取り組み

管内のあわじ島まるごと株式会社（美菜恋来屋）【農産物直売所】と連携し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

4. 食育の取り組み

市内の小学校において、営農相談員が野菜収穫や田植えなどの出前授業を行い「食」と「農」のつながりの大切さを伝えました。



《たまねぎ貯蔵調査を行う営農指導員》

7. 地域貢献情報

1. 社会貢献活動

① 環境問題への取り組み状況

- ・ 環境に配慮した光防除技術として、改良型高圧黄色ナトリウム灯を管内3か所で設置し、夜蛾類（ヨトウムシ類等）の被害軽減と化学農薬削減に向けた研究を行っています。
- ・ 省エネルギーを実践するため、「クールビズ」「節電」の実施に取り組んでいます。

② 公益団体等への寄付

- ・ 福祉貢献活動の一環として、市内7か所の高齢者施設へ手指消毒液を寄贈しました。
- ・ 食農教育の一環として、管内の小学生を対象にたまねぎ収穫、田植え・稲刈りなどの農業体験を実施しました。

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

貯金残高（令和8年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	57,855
定 期 性	150,753
合 計	208,609

(2) 地域への資金供給の状況

貸出金残高（令和8年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	920
その他制度資金	4
農業関連融資	558
事業関連融資	5,370
住宅関連融資	16,995
生活関連融資	1,081
その他	237
合 計	25,169

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉貢献活動（献血）

兵庫県赤十字血液センターの主催に対して、三原ライオンズクラブとともに協賛を実施しています。これからも引き続き、血液事業に理解を深め、献血の輪を広げていきたいと考えています。

② 職員の地域社会活動への参加

職員が消防団活動をはじめ、積極的に社会活動に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。



《献血活動実施風景》

3. 地域密着型金融への取り組み

① 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、農業者をはじめ地域の皆さまに利用される総合事業体として金融機能のみならず、営農・経済事業や環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業活動を行っています。

② 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各支所に営農相談員を配置するとともに、関係機関と連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談に応じています。

また、融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について、月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各支所・事業所にコンプライアンス責任者・担当者を配置しコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニユ

アル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の担当者を各部・支所に配置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

(電話：信用：0799-42-5220 共済：0799-42-5221 月～金9時～17時)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター (電話：078-341-8227)

東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)

まずは①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。どうか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本所・支所・事業所のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況と単体自己資本の額

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は２１．１５％、単体自己資本の額は１７，８５９百万円となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	３，７８７百万円（前年度３，８１４百万円）
配当率又は利率	出資配当は年２．０％の割合です。

○ 後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	８百万円（前年度１０百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は０％です。

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業では、貯金、貸出、為替などの金融サービスの提供を行っています。

利用者の皆さまから信頼され利用される信用事業を確立すべく、J A・信連・農林中金が一体的に取り組む「J Aバンクシステム」により業務の充実・強化に努めています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県民税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

< 貯金商品一覧表 >

種 類	期 間	特 徴
普通貯金	出し入れ自由	いつでも出し入れができ、あらかじめ契約しておくことによって各種公共料金の自動支払いや、給与・年金等の自動受け取りも利用できます。また、ATMを活用した利用も便利です。
当座貯金	出し入れ自由	商取引の代金支払等、手形・小切手の決済のための口座です。現金事故の防止や無駄を省き、安全で効率的に、その上信用アップにもつながります。
貯蓄貯金	出し入れ自由	普通貯金と同じように入出金は自由で毎日の最終残高に応じた金額階層ごとの金利で取扱いしています。給与・年金等の自動受け取りや公共料金等の自動支払いは利用できません。
スーパー定期貯金	1・3・5ヶ月 1・2・3・4・5・7・10年 又は1ヶ月超 10年未満で 満期日指定が可能	1円以上の1円単位で期間に合わせ利用できます。満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しします。定型方式の場合は自動継続型も指定できます。総合口座に預け入れていただくと自動融資も利用でき、いざというときにも便利です。
大口定期貯金	同上	1,000万円以上の大口資金の運用に利用できる商品です。金利は預入時の市場金利を参考に決定されます。
総合口座		普通貯金、定期貯金が一冊の通帳で利用できます。公共料金等の自動支払いや給与や年金等の自動受け取り、さらに預け入れている定期貯金等の残高の90%（最高300万円）までの自動融資も受けられ、またキャッシュカードとあわせるとATM等で自由に預け払いでき大変便利です。
定期積金	12ヵ月以上 84ヵ月以内	目的に合わせて自由に積み立てできます。毎月の掛金定額やボーナス併用、目的額方式等ライフスタイルにあわせて選べます。
財形貯金	一般財形 3年以上 財形住宅・財形年金 5年以上	勤労者の方の資産づくりを目的に給与から天引きで蓄えることができる制度貯金です。使い道に制限がなく預け入れ開始時から1年経過すれば、いつでも引き出しが可能な一般財形や、目的に合わせて使用すれば利息に税金がかからない財形住宅や財形年金があります。
通知貯金	7日以上	短い期間のまとまった資金の運用に利用できます。払い戻すときには払戻日の2日前までに払戻予告（通知）が必要です。
その他		納税準備貯金、期日指定定期貯金、変動金利定期貯金、譲渡性貯金、積立式定期貯金等、様々な貯金をとりそろえています。

◇貸出業務

協同組合金融機関として、地域農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域の住民の皆さまへ暮らしに必要な各種ローンや、農業関連団体・地方公共団体などへ必要な資金を融資し、地域の発展のため貢献しています。

さらに、国・県の制度資金や政府系金融機関等の資金取扱も行っております。

〈貸出商品一覧表〉

貸出金の種類	お使いみち	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・増改築、土地の購入、新築・中古マンション及び中古住宅の購入。住宅機構等からの借換え。	50年以内
リフォームローン	住宅の補改修、宅地内の造園、植樹、門・塀・車庫・台所・浴室等の設置または改良。	15年以内
教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費および家賃等教育に関する必要な資金。	15年以内で かつ在学期間プラス9年
農業近代化資金	農機具、畜産用機具等 農畜産に必要な資金。	15年以内 (農機具7年以内)
アグリマイティ	農業生産、加工販売、発電・蓄電設備等に必要な資金。	17年以内 (農機具10年以内)
多目的ローン	組合員が生活に必要とする一切の資金。（負債整理、事業資金等除く。）	10年以内
マイカーローン	自動車・バイク（中古含）の購入。修理・車検・購入に付帯する諸費用、保険掛金など。	15年以内
カードローン	生活に必要な一切の資金。	2年(継続審査により更新)

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国の金融機関へ振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務・サービス

給与・年金などの自動受取、公共料金など各種自動支払い、給与振込サービス、振込サービスなどを行っています。また、国債・投資信託の窓販業務、個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の取扱、全国ＪＡでの貯金の入出金、銀行・信用金庫・コンビニなどでの現金引出し、キャッシュカードでの代金支払い（デビットカード）など、様々なサービス提供を行っています。

信用事業手数料

金額には、10%の消費税が含まれています。

令和5年4月1日現在 単位:円

振込 手数料	窓口扱い	自 J A 本 支 所 (同 一 店 舗 含 む)		無料	
		電	3万円未満	他 J A バ ン ク	220
				他 行	550
		信	3万円以上	他 J A バ ン ク	440
				他 行	770
		文	3万円未満	他 J A バ ン ク	110
				他 行	440
		書	3万円以上	他 J A バ ン ク	220
				他 行	660
	A T M	(口座振込)	3万円未満	自 J A ・ 県 内 J A	無料
				県 外 J A	165
				他 行	165
		3万円以上	自 J A ・ 県 内 J A	無料	
				県 外 J A	330
				他 行	330
	A T M	(現金)	3万円未満	自 J A ・ 県 内 J A	無料
				県 外 J A	330
				他 行	440
		3万円以上	自 J A ・ 県 内 J A	無料	
				県 外 J A	440
				他 行	660
送金(小切手)		自 J A 本 支 所	無料		
		他 J A バ ン ク	440		
		他 行	660		
代金取立	同 地 宛 (淡路島・神戸)	自 J A 本 支 所	1件	無料	
		他 J A ・ 他 行	1件	無料	
	隔地宛(注1)	同 地 以 外	1件	880	
		個別 普通扱	1件	660	
		個別 至急扱	1件	880	
J A バ ン ク ネ ット	月額基本料金			無料	
	振込 手 数 料	3万円未満	自 J A 本 支 所	無料	
			他 J A バ ン ク	165	
		他 行	他 J A バ ン ク	165	
			3万円以上	自 J A 本 支 所	無料
		他 J A バ ン ク		330	
			他 行	330	
ネ ット J A 法 人 ク	照会・資金移動サービス		月額基本料金	1,100	
	口座内容照会			無料	
	振込 手 数 料	3万円未満	自 J A 本 支 所	無料	
			他 J A バ ン ク	165	
		他 行	他 J A バ ン ク	165	
			3万円以上	自 J A 本 支 所	無料
		他 J A バ ン ク		330	
			他 行	330	
	データ伝送サービス(注3)		月額基本料金	2,200	
	伝送サービス利用の振替手数料		1件	110	
	伝 送 サ ー ビ ス 利 用 振込 手 数 料	3万円 未満	自 J A 本 支 所	無料	
			他 J A バ ン ク	220	
他 行			220		
3万円 以上		自 J A 本 支 所	無料		
		他 J A バ ン ク	330		
		他 行	330		

署 名 鑑 登 録 手 数 料			1 件	3,300
用紙発行		小 切 手 帳	50枚綴り	660
		自 己 宛 小 切 手	1 枚	550
新規発行		ICキャッシュカード・JAカード一体型	1 枚	無料
再発行		ICキャッシュカード・JAカード一体型	1 枚	1,100
		ICキャッシュカード・JAカード一体型(磁気不具合)	1 枚	550
		通 帳	1 通	1,100
		証 書	1 枚	1,100
その他手数料	給 与 振 込 (他 行 宛)		1 件	無料
	送 金 ・ 振 込 の 組 戻 料		1 通	1,100
	不 渡 手 形 返 却 料		1 通	1,100
	取 立 手 形 組 戻 料		1 通	1,100
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 (1,100円を超える場合はその実費)		1 通	1,100
	ス イ ン グ サ ー ビ ス		1 回	無料
定時自動送金	同 一 支 所 内		3万円未満	無料
			3万円以上	無料
	自 J A 本 支 所		3万円未満	無料
			3万円以上	無料
	J A バ ン ク		3万円未満	110
			3万円以上	220
	他行	電 信	3万円未満	495
			3万円以上	660
		文 書	3万円未満	385
3万円以上			550	
国 債 口 座 管 理 手 数 料				無料
集金 手数料	基 本	集 金 業 務 1 回 に つ き		1,100
	加 算	所要時間・事務負担により		550～
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料			年間	1,320
口 座 振 替 手 数 料 (デ ー タ)			1 件	110
口 座 振 替 手 数 料 (紙 明 細)			1 件	220
各 種 残 高 証 明 発 行			1 通	330
そ の 他 各 種 照 会 票 の 発 行			1件(注2)	330
ア ン サ ー サ ー ビ ス 利 用 料			1ヶ月	3,300
サ ー ビ ス	3万円未満	自 J A 本 支 所	無料	
		他 J A バ ン ク	220	
		他 行	220	
	3万円以上	自 J A 本 支 所	無料	
		他 J A バ ン ク	440	
		他 行	440	

※一体型カードの再発行についてはクレジット機能の手数料のみ掛かる場合がございます。



JAあわじ島

(注1)手数料を超える場合は実費とします。

(注2)1件あたり発行照会票が10枚を超える場合は、超えた枚数×@20円+消費税をいただきます。

(注3)データ伝送サービスご利用の場合は照会・資金移動サービスもご利用いただけます。

* 地方公共団体・地区内中学校等組合長が認めたものについては振込手数料を免除する。

* 視覚障がい者等ATMによる振込を行うことが困難な者の窓口振込手数料は、ATM振込手数料を適用する。

JAのキャッシュコーナーの紹介

▼ J A あわじ島〒656-0462 南あわじ市市青木 18-1 T E L : 0799-42-5220

ATMコーナー名	平日稼動時間		土曜稼動時間		日曜稼動時間		祝日稼動時間	
	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了
広 田 支 所	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
倭文経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
西 淡 支 所	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
津井経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
伊加利阿那賀経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
志知経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
榎列経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
八木経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
神代経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
南 淡 支 所	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
福 良 出 張 所	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
阿 万 出 張 所	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
灘 地 区 公 民 館	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
北阿万経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
本所（榎列・中央支所）	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
南あわじ市役所前	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
S P パ ル テ ィ	10: 00	19: 00	10: 00	19: 00	10: 00	19: 00	10: 00	19: 00
イ オ ン 南 淡 路 店	8: 00	21: 00	8: 00	21: 00	8: 00	21: 00	8: 00	21: 00
美 菜 恋 来 屋	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00
くつろぎプラザ シーパ店	9: 30	21: 00	9: 30	21: 00	9: 30	21: 00	9: 30	21: 00

＜お問合せ先＞

平日 9:00～17:00 までのお問合せ

J A バンク兵庫ATMセンター
T E L : 078-797-8501

＜キャッシュカード紛失等お問合せ先＞

平日・土日祝日 連絡先

A T M センター
T E L : 0120-68-9801

〔共済事業〕

J A 共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者のみなさまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、「ひと・いえ・くるま」による総合保障を展開しています。

< 共済商品一覧 >

商品名		特 徴
長期共済	終 身	働き盛りの時は保障が大きく、掛金を払い終わっても一生涯の保障が続きます。保障切れを心配することなく大切なご家族の生活資金や老後の万一保障を確保できます。多彩な特約で保障内容を自由に設計できるのが特徴です。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	養老生命	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。多彩な特約を付加することにより、後遺障害等、手厚く保障します。満期時には満期共済金が支払われます。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	こ ども	必要な保障を確保しながら、お子さまの教育資金を計画的に準備できます。学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランから選べます。
	予定利率 変動型年金	ご契約後 6 年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので安心です。
	が ん	上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍の診断時や再発時、入院や手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
	医 療	病気やケガによる入院・手術はもちろん、全額自己負担となる先進医療の技術料も保障し最新の治療が安心して受けられます。
	介 護	一生涯にわたる介護保障で、公的介護保険制度と連動した保障内容です。要介護 2 以上に認定された場合、または重度要介護状態になった時、介護共済金をお支払いします。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	生活障害	身体障害者手帳制度（公的制度）に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費に継続的に備えるためのプランです。
	特定重度 疾病	三大疾病を含む生活習慣病による所定の状態に一時金で備えられ、共済期間を通じて、それぞれ 1 回、最大で 4 回お支払いします。一時金を給付するため、継続的な治療による経済的負担に備えることができます。
	認 知 症	要介護を伴う認知症および軽度認知障害（MCI）を一生保障します。認知症にかかる介護費用や治療費用など様々な費用に充てることが出来るプランです。
	引受緩和 型終身	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入でき一生涯にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。
	引受緩和 型医療	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入できる医療保障です。持病の悪化・再発もしっかり保障でき、入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。
	建物更生	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、火災や自然災害によるケガにも備えられます。保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。
	定期生命	お手頃な掛金で、万一の場合を一定期間保障するプランです。

商品名		特 徴
短期共済	自動車	自賠責共済では補完できない部分を保障します。相手方への賠償はもちろん、ご自身や同乗者のケガの保障や車両保障など自動車事故を幅広く保障します。
	自 賠 責	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。
	傷 害	日常の様々なアクシデント（死亡、後遺障害、治療）を安心プランで保障します。
	賠償責任	日常生活や農作業などに起因する事故により、損害賠償責任が発生した場合に保障する共済です。
	火 災	住まいの火災損害を補償します。
	農業者賠償責任共済	農業において発生する様々な賠償リスクを幅広く保障します。

〔購買事業〕

組合員をはじめ地域住民のみなさまの多様化する利用ニーズの対応に努め、効率的な事業展開に取り組んでいます。農産物の安定生産のため、安全で品質のよい購買品の安定供給に努め、肥料・農薬をはじめとする生産資材、生活用品・電気製品等の生活資材のほか、給油所事業、農機・自動車センター事業、住宅設備事業と幅広い供給に努めています。



〔販売事業〕

あわじ島ブランド強化に向けて品質の向上と計画出荷による安定供給に取り組むとともに、野菜供給産地として主力取引市場と更に連携を深め主要品目の持続可能な価格形成に努めています。共同撰果の充実を図るとともに集荷体制の整備を行い、地域の基幹産業である農業生産の維持拡大と農業所得向上に努めています。

また、米、花卉類、果菜類等の販売のほか、保管事業、施設センター、ライスセンター、予冷センター業務により効率運用の徹底と安全作業に努めています。

〔営農事業〕

◇生産促進業務

生産出荷の効率化研究を図るとともに、安心・安全な野菜を消費地に提供するため、「JAあわじ島ほんまもん元気野菜システム」の運用に努めました。また、GAP部会によるたまねぎのグローバルGAP団体認証取得を継続して行いました。

◇営農指導業務

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携し栽培相談に努めました。各種講習会に加え、CATV放送やハガキ、メールマガジン、組合員専用ホームページ等を活用した情報発信を行い生産振興に努めました。

また、消費者の安全・安心ニーズと野菜生産農家の所得向上に応えるため、農薬適正使用の啓蒙・栽培管理日誌の記帳・性フェロモン防除・良質堆肥施用事業等の『あわじ島「安全」「安心」野菜システム』を実施しました。

SDGsにつながる環境にやさしい持続型農業の継続と安定生産に向けた取組として、改良型高圧黄色灯ナトリウム灯を管内に設置し、夜蛾類の被害軽減と化学農薬削減に向けた研究を行いました。

◇くらしの活動業務

組合員および家族の健康を守るため、行政等と連携して健康教室を開催し、健康管理に努めています。また、営農・生活をはじめとする教室活動（生け花・介護）を実施しました。さらに、高齢者たすけあい運動として手指消毒液を市内7か所の高齢者施設へ寄贈しました。

◇営農支援業務

淡路納税協会との共催による複式簿記研修会を8月に2日間実施しました。淡路納税協会派遣の税理士同席による確定申告書の作成研修会を延べ9日間実施しました。また、農業者年金・労災保険の取り組みを通じて組合員サービスに努めています。その他にも不定期で全集荷場において残留農薬自主検査を実施し、検査結果の情報開示を通じて消費地への安心・安全を発信しています。



《発芽試験を行う営農指導員》



《気象ロボットを設置する営農指導員》

〔畜産事業〕

「神戸ビーフ・但馬牛」素牛産地の維持増頭を目指し、育成牛・繁殖雌牛の管理勉強会を年間3回実施しました。農家は勿論、各関係機関の先生方や担当者も交え地域全体で適正な飼養管理技術を勉強し、平均分娩間隔短縮を目指します。また、各種増頭事業や補助事業を積極的に推進し農家所得の向上に努めています。

（２）ＪＡバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。さらに、当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版ＪＡバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、

（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和７年３月末における残高は１，６５３億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和７年３月末現在で４，８６１億円となっています。

◇兵庫県版ＪＡバンク・セーフティネット

ＪＡバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のＪＡは、ＪＡバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

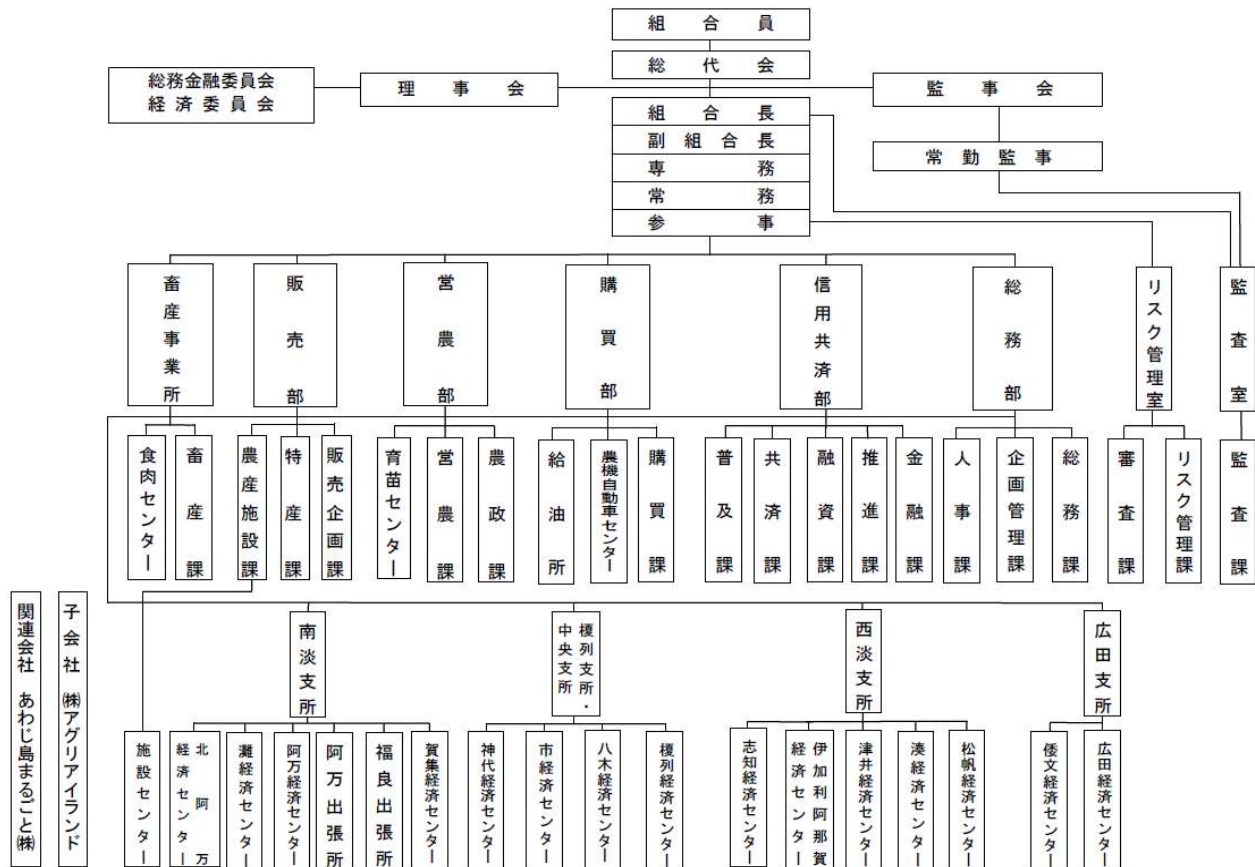
【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ

H2.	4.	1	あわじ島農協発足
H2.	7.	1	湊支所野菜集出荷場竣工
H3.	4.	12	松帆センター野菜選果貯蔵施設竣工
H3.	9.	19	広田ライスセンター増設工事竣工
H4.	1.	23	志知、神代、賀集支所レタス封函施設完成
H4.	2.	27	神代、阿万支所購買倉庫竣工
H5.	3.	27	伊加利、阿那賀総合集荷場竣工
H5.	11.	30	貯金残高1, 000億円達成
H6.	2.	28	市購買倉庫、事務所竣工
H6.	3.	30	八木支所レタス共同選果集出荷場竣工
H6.	8.	24	志知ライスセンター増設工事竣工
H7.	1.	17	阪神淡路大震災
H7.	9.	6	松帆支所事務所購買倉庫竣工
H8.	4.	17	広田給油所竣工
H8.	6.	29	長期共済5, 000億円達成
H9.	3.	8	倭文支所会議室並びに集出荷場竣工
H9.	8.	26	神代センター竣工
H10.	2.	19	野菜残渣処理施設竣工
H10.	8.	22	育苗センター竣工
H14.	3.	14	野菜育苗施設竣工
H14.	4.	15	神代支所事務所竣工
H15.	2.	3	賀集福良地区野菜貯蔵施設竣工
H16.	3.	26	広田・倭文センター竣工
H16.	10.	1	神代支所レタス封函施設能力増強工事完成
H17.	2.	18	施設センター玉葱選果施設能力増強工事完成
H17.	4.	1	北阿萬農業協同組合と合併、北阿万支所開所
H17.	10.	1	三原郡畜産農業協同組合連合会を承継
H17.	12.	5	八木支所たまねぎ撰果場改修並びに撰果機更新
H19.	3.	6	第2育苗センター（野菜育苗施設）竣工
H19.	9.	26	市支所レタス封函施設竣工
H19.	10.	2	榎列センター集出荷施設竣工
H20.	4.	21	津井支所事務所竣工
H20.	11.	14	松帆予冷センター能力増強工事竣工
H21.	5.	20	榎列支所事務所竣工
H22.	5.	27	阿万支所事務所竣工
H23.	3.	11	東日本大震災
H23.	5.	11	賀集センター玉葱撰果施設竣工
H23.	5.	12	八木支所レタス封函施設竣工
H24.	9.	19	農機・自動車センター拡張用地取得
H24.	12.	21	松帆センター玉葱撰果施設竣工
H25.	3.	29	淡路島酪農協本所跡地取得
H26.	10.	30	松帆予冷センター野菜保冷库整備工事竣工
H27.	2.	27	玉葱根葉切機、大型コンテナ取得
H27.	3.	31	北阿万支所事務所竣工
H27.	9.	2	志知ライスセンター竣工
H28.	3.	23	貯金残高2, 000億円達成
H28.	3.	24	園芸用ハウス竣工
H28.	8.	29	店舗機能再構築実施
H29.	5.	29	北阿万センター乾燥冷蔵施設 竣工
R3.	3.	25	新本所会館竣工
R3.	5.	11	中央支所 オープン
R4.	5.	16	榎列・中央支所 オープン
R4.	10.	11	南淡支所 オープン
R5.	3.	3	本所給油所 セルフ化リニューアル及びセルフ洗車場オープン
R5.	10.	16	西淡支所 オープン
R6.	9.	24	福良出張所・阿万出張所営業開始

2. 機構図

(令和8年3月31日現在)



3. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	5,188	5,302	△114
個 人	5,159	5,275	△116
法 人	29	27	2
准 組 合 員	3,954	3,872	82
個 人	3,921	3,839	82
法 人	33	33	—
合 計	9,142	9,174	△32

4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
た ま ね ぎ 部 会	1,507	菊 部 会	1
はくさい、キャベツ部会	892	和 牛 部 会	171
レ タ ス 部 会	953	農 会 長 会	189
ト マ ト 部 会	6	青 色 申 告 部 会	1,066
G A P 部 会	10	各 種 研 究 会	200
し き み 部 会	7	花 苗 部 会	5
枇 杷 部 会	6	年 金 友 の 会	9,703
花 卉 部 会	6		

5. 地区一覧

(令和8年3月末現在)

南あわじ市…本 所

緑 地区(第1区)…広田支所 広田支所倭文経済センター

西淡地区(第2区)…西淡支所 西淡支所湊経済センター 西淡支所津井経済センター
西淡支所伊加利阿那賀経済センター 西淡支所志知経済センター

三原地区(第3区)…榎列支所・中央支所
榎列支所榎列経済センター 中央支所八木経済センター
中央支所市経済センター 中央支所神代経済センター

南淡地区(第4区)…南淡支所 南淡支所福良出張所 南淡支所阿万出張所
南淡支所灘経済センター 南淡支所北阿万経済センター

6. 役員構成(役員一覧)

(令和8年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	原 口 和 幸	理 事	川 本 啓 二
副 組 合 長 理 事	眞 野 和 典	〃	船 本 泰 生
専 務 理 事 (畜産担当)	乙 井 康 弘	〃	立 川 善 久
常 務 理 事	出 口 智 康	〃	山 本 芳 弘
常 務 理 事	大 住 和 也	〃	浅 井 崇 史
理 事	三 原 賀 代 子	〃	堤 きよみ
〃	馬 野 均	〃	山 口 誠 治
〃	原 由 美	代 表 監 事	仲 尾 修 治
〃	坂 東 昌 範	常 勤 監 事	木 本 公 久
〃	榎 本 暉 重	員 外 監 事	高 川 欣 士
〃	榎 本 至 宏	監 事	芝 俊 治

7. 職員数

(単位:人)

区 分	男 性	女 性	合 計
参 事	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一 般 職 員	187 (27)	87 (33)	274 (60)
営農指導員	22 (0)	1 (0)	23 (0)
生活指導員	0 (0)	1 (0)	1 (0)
合 計	209 (27)	89 (33)	298 (60)

(注) 1. () はうち常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和8年3月末現在)

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本所	南あわじ市市青木18の1	42-5200	平日/土/日/祝
広田支所	南あわじ市広田広田321	45-1041	平日/土/日/祝
広田支所倭文経済センター	南あわじ市倭文庄田470の3	46-0531	平日/土/日/祝
西淡支所	南あわじ市松帆高屋98の1	36-2666	平日/土/日/祝
西淡支所湊経済センター	南あわじ市湊里1377	36-2066	設置なし
西淡支所津井経済センター	南あわじ市津井1229の8	38-0210	平日/土/日/祝
西淡支所伊加利阿那賀経済センター	南あわじ市伊加利569の2	39-0167	平日/土/日/祝
西淡支所志知経済センター	南あわじ市志知鉦100	36-5260	平日/土/日/祝
榎列支所・中央支所	南あわじ市市青木18の1	42-0024	平日/土/日/祝
榎列支所榎列経済センター	南あわじ市榎列大榎列190の1	42-2026	平日/土/日/祝
中央支所八木経済センター	南あわじ市八木鳥井440の2	42-0020	平日/土/日/祝
中央支所市経済センター	南あわじ市市三條860の1	42-0018	設置なし
中央支所神代経済センター	南あわじ市神代地頭方1462	42-0022	平日/土/日/祝
南淡支所	南あわじ市賀集1156	54-0831	平日/土/日/祝
南淡支所福良出張所	南あわじ市福良乙63	52-1230	平日/土/日/祝
南淡支所阿万出張所	南あわじ市阿万下町466の1	55-0345	平日/土/日/祝
南淡支所灘経済センター	南あわじ市灘黒岩575の1	56-0301	設置なし
南淡支所北阿万経済センター	南あわじ市北阿万新田中66の1	55-0560	平日/土/日/祝
農機自動車センター	南あわじ市神代地頭方1544の3	42-0513	設置なし
給油所	南あわじ市市青木18の1ほか	42-5216	設置なし
施設センター	南あわじ市市徳長651の1	42-0574	設置なし
ライスセンター	南あわじ市志知中島518	42-0300	設置なし
予冷センター	南あわじ市志知中島518ほか		設置なし
育苗センター	南あわじ市松帆高屋106ほか	36-0601	設置なし
玉葱撰果場	南あわじ市広田広田コヤノ谷1271の1ほか	45-1221	設置なし
集出荷場	南あわじ市広田広田コヤノ谷1271の1ほか	45-1221	設置なし
畜産事業所	南あわじ市神代地頭方1462	42-5225	平日/土/日/祝

[店舗外A T M設置場所]

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
くつろぎブラザーパド	南あわじ市湊110	—	平日/土/日/祝
S P パルティ	南あわじ市市円行寺150	—	平日/土/日/祝
イオン南淡路店	南あわじ市賀集八幡北378-1	—	平日/土/日/祝
美菜恋来屋	南あわじ市八木養宜上1408	—	平日/土/日/祝
南あわじ市役所	南あわじ市市善光寺22-1	—	平日/土/日/祝
灘地区公民館	南あわじ市灘土生1-1	—	平日/土/日/祝

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目 資 産 の 部	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
1 信用事業資産	206,212	206,969
(1) 現金	405	378
(2) 預金	167,397	175,653
系統預金	167,357	175,597
系統外預金	40	56
(3) 有価証券	11,899	5,954
国債	6,852	1,609
地方債	1,250	1,031
社債	3,795	3,313
(4) 貸出金	25,169	23,820
(5) その他の信用事業資産	1,340	1,183
未収収益	345	72
その他の資産	994	1,110
(6) 貸倒引当金	△0	△20
2 共済事業資産	2	1
(1) その他の共済事業資産	2	1
3 経済事業資産	2,732	2,258
(1) 経済事業未収金	585	595
(2) 経済受託債権	974	534
(3) 棚卸資産	538	500
購買品	456	453
その他の棚卸資産	82	47
(4) その他の経済事業資産	642	636
(5) 貸倒引当金	△9	△8
4 雑資産	253	259
5 固定資産	5,075	5,105
(1) 有形固定資産	5,063	5,089
建物	5,760	5,768
機械装置	2,701	2,584
土地	2,657	2,626
その他の有形固定資産	1,788	1,764
減価償却累計額	△7,844	△7,654
(2) 無形固定資産	11	16
6 外部出資	14,227	14,225
(1) 外部出資	14,227	14,225
系統出資	13,984	13,984
系統外出資	223	221
子会社等出資	20	20
7 繰延税金資産	127	124
資 産 の 部 合 計	228,630	228,944

科 目 負 債 の 部	令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 3 1 日)	令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 3 1 日)
1 信用事業負債	2 0 9 , 3 5 2	2 0 9 , 0 8 1
(1) 貯金	2 0 8 , 6 0 9	2 0 8 , 5 4 8
(2) 借入金	—	0
(3) その他の信用事業負債	7 4 2	5 3 3
未払費用	2 5 8	9 6
その他の負債	4 8 4	4 3 7
2 共済事業負債	4 5 8	4 8 4
(1) 共済資金	1 6 6	1 9 0
(2) 未経過共済付加収入	2 7 6	2 8 0
(3) その他の共済事業負債	1 5	1 3
3 経済事業負債	1 , 3 9 2	1 , 5 2 5
(1) 経済事業未払金	7 3 1	7 4 8
(2) 経済受託債務	2 4 6	3 0 3
(3) その他の経済事業負債	4 1 4	4 7 2
4 雑負債	3 3 8	3 3 8
(1) 未払法人税等	2 7	2 9
(2) 資産除去債務	3 4	3 4
(3) その他の負債	2 7 5	2 7 5
5 諸引当金	2 5 8	2 9 6
(1) 賞与引当金	1 7 8	1 8 0
(2) 退職給付引当金	6 1	1 0 3
(3) 役員退職慰労引当金	1 7	1 2
負 債 の 部 合 計	2 1 1 , 7 9 9	2 1 1 , 7 2 7
純 資 産 の 部		
1 組合員資本	1 8 , 0 1 0	1 7 , 8 4 8
(1) 出資金	3 , 7 9 6	3 , 8 2 5
(うち後配出資金)	(8)	(10)
(2) 資本準備金	4 1	4 1
(3) 利益剰余金	1 4 , 1 8 5	1 3 , 9 9 7
利益準備金	4 , 9 1 6	4 , 8 1 6
その他利益剰余金	9 , 2 6 9	9 , 1 8 1
信用事業基盤強化積立金	1 , 0 8 9	1 , 0 8 9
施設整備積立金	1 , 6 7 6	1 , 6 4 4
農業経営安定積立金	9 3 0	9 2 7
合併記念事業積立金	3 0	3 0
災害対策積立金	5 0 0	5 0 0
農業振興積立金	2 2	2 3
特別積立金	4 , 2 1 3	4 , 2 1 3
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	8 0 6	7 5 3
(うち当期剰余金 (又は当期損失金))	(3 2 9)	(2 7 7)
(4) 処分未済持分	△ 1 3	△ 1 5
2 評価・換算差額等	△ 1 , 1 7 8	△ 6 3 2
その他有価証券評価差額金	△ 1 , 1 7 8	△ 6 3 2
純 資 産 の 部 合 計	1 6 , 8 3 1	1 7 , 2 1 6
負債及び純資産の部合計	2 2 8 , 6 3 0	2 2 8 , 9 4 4

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日)	(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)
1. 事業総利益	2,655	2,626
事業収益	9,102	8,416
事業費用	6,447	5,790
(1) 信用事業収益	1,875	1,529
資金運用収益	1,820	1,435
(うち預金利息)	(1,310)	(970)
(うち有価証券利息)	(119)	(70)
(うち貸出金利息)	(296)	(245)
(うちその他受入利息)	(93)	(149)
役務取引等収益	39	37
その他経常収益	15	56
(2) 信用事業費用	597	376
資金調達費用	418	176
(うち貯金利息)	(414)	(174)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(0)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(2)	(1)
役務取引等費用	2	2
その他事業直接費用	—	0
その他経常費用	175	197
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△19)	(△2)
信用事業総利益	1,278	1,152
(3) 共済事業収益	636	641
共済付加収入	594	606
その他の収益	41	34
(4) 共済事業費用	68	64
共済推進費	42	37
共済保全費	9	11
その他の費用	15	15
共済事業総利益	567	576
(5) 購買事業収益	4,977	4,776
購買品供給高	4,866	4,661
購買手数料	4	6
修理サービス料	99	89
その他の収益	6	18
(6) 購買事業費用	4,414	4,251
購買品供給原価	4,268	4,105
購買供給費	28	29
修理サービス費	81	84
その他の費用	35	32
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(0)	(△3)
(うち貸倒損失)	(—)	(0)
購買事業総利益	563	524
(7) 特産事業収益	1,118	1,034
特産買取販売品販売高	489	317
特産手数料	163	206
特産収益	447	497
その他の収益	16	13
(8) 特産事業費用	956	744
特産買取販売品販売原価	339	194
特産費用	606	535
その他の費用	10	14
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(0)	(△0)
特産事業総利益	161	290
(9) 農産事業収益	53	47
農産買取販売品販売高	33	29
農産手数料	19	17
その他の収益	0	0
(10) 農産事業費用	37	29
農産買取販売品販売原価	30	23
農産費用	6	6
その他の費用	0	0
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(0)	(△0)
農産事業総利益	16	18
(11) 畜産事業収益	124	125
(12) 畜産事業費用	59	59
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(0)	(0)
畜産事業総利益	65	66

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日)	(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)
(13) 保管事業収益	13	15
(14) 保管事業費用	10	9
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(0)
保管事業総利益	2	6
(15) 利用事業収益	707	628
施設センター収益	355	293
ライスセンター収益	34	31
予冷センター収益	92	92
育苗センター収益	223	208
その他利用事業収益	0	2
(16) 利用事業費用	684	611
施設センター費用	382	314
ライスセンター費用	23	22
予冷センター費用	77	82
育苗センター費用	200	190
その他利用事業費用	0	2
利用事業総利益	22	16
(17) 郵便窓口業務収益	0	0
(18) 郵便窓口業務費用	—	—
郵便窓口業務総利益	0	0
(19) 指導事業収入	23	23
(20) 指導事業支出	46	48
指導事業収支差額	△22	△25
2. 事業管理費	2,398	2,488
(1) 人件費	1,846	1,939
(2) 業務費	178	177
(3) 諸税負担金	105	106
(4) 施設費	248	248
(5) その他事業管理費	19	15
事業利益	257	137
3. 事業外収益	216	227
(1) 受取雑利息	2	3
(2) 受取出資配当金	175	173
(3) 賃貸料	17	18
(4) 雑収入	20	32
4. 事業外費用	83	6
(1) 支払雑利息	1	1
(2) 寄付金	0	0
(3) ブランド奨励金	4	4
(4) J A あわじ島出荷応援助成金	69	—
(5) 35周年記念事業	4	—
(6) 雑損失	4	0
経常利益	389	359
5. 特別利益	—	—
6. 特別損失	6	20
(1) 固定資産処分損	6	20
税引前当期利益	383	338
法人税・住民税及び事業税	57	64
法人税等調整額	△3	△2
法人税等合計	54	61
当期剰余金	329	277
当期首繰越剰余金	339	404
施設整備積立金取崩	67	69
農業経営安定積立金取崩	69	—
農業振興積立金取崩	1	2
当期末処分剰余金	806	753

3. 注 記 表

令和 7 年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 （ 肥 料 、 農 薬 等 の 単 品 ・ 数 量 管 理 品 ）	総平均法に基づく原価法
購 買 品 （ 農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品 ）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理要領及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡

便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 128 百万円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年6月に決議した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期

及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,187
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	—
合 計	1,921

平成 10 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 1 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 71 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25
危 険 債 権	161
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	186

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	20	百万円
うち事業取引高	18	百万円
うち事業取扱高以外の取引高	1	百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	142	百万円
うち事業取引高	97	百万円
うち事業取扱高以外の取引高	45	百万円

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が138百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	167,397	167,332	△65
有価証券			
その他有価証券	11,899	11,899	－
貸出金	25,169		
貸倒引当金(*)	△0		
貸倒引当金控除後	25,168	24,483	△685
資 産 計	204,465	203,714	△750
貯金	208,609	207,837	△772
負 債 計	208,609	207,837	△772

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,227 百万円
------	----------	------------

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	167,397	—	—	—	—	—
有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	300	5,600	300	—	100	6,800
貸出金(*1・2・3)	2,143	1,535	1,472	1,405	1,314	17,282
合 計	169,841	7,135	1,772	1,405	1,414	24,082

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 443 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 13 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	188,876	11,617	7,746	268	67	32

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

其他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	300	300	0
	社 債	—	—	—
	小 計	300	300	0
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	7,278	6,852	△425
	地方債	1,099	950	△149
	社 債	4,400	3,795	△604
	小 計	12,777	11,598	△1,179
合 計		13,077	11,899	△1,178

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付引当金	103
② 退職給付費用	52
③退職給付の支払額	△10
④確定給付型年金制度への拠出金	△83
⑤期末における退職給付引当金	61

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,689
②確定給付型年金制度の積立額	△1,627
③未積立退職給付債務(①+②)	61
退職給付引当金	61

(4) 退職給付に関連する損益 (単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	49
②臨時に支払った割増退職金	3
③退職給付費用(①+②)	52

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は136百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	66
	賞与引当金	50
	JA あわじ島出荷応援助成金	19
	固定資産減損損失（土地以外）	15
	退職給付引当金	17
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	4
	未払事業税	4
	その他有価証券評価差額金	332
	その他	5
	小 計	534
	評価性引当額	△405
	合 計	128
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		127

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.38
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.30
	事業分量配当金	△4.93
	住民税均等割	0.61
	評価性引当額の増減	0.14
	税額控除	△3.05
その他		△2.16
税効果会計適用後の法人税等の負担率		14.15

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和 6 年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 （ 肥 料 、 農 薬 等 の 単 品 ・ 数 量 管 理 品 ）	総平均法に基づく原価法
購 買 品 （ 農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品 ）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた

簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 124 百万円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期

及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,191
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,925

平成 10 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 1 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 60 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27
危 険 債 権	198
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	225

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	22	百万円
うち事業取引高	19	百万円
うち事業取扱高以外の取引高	2	百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	138	百万円
うち事業取引高	92	百万円
うち事業取扱高以外の取引高	45	百万円

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.51%上昇したものと想定した場合には、経済価値が51百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	175,653	175,427	△225
有価証券			
その他有価証券	5,954	5,954	—
貸出金	23,820		
貸倒引当金(*)	△20		
貸倒引当金控除後	23,799	23,630	△169
資 産 計	205,407	205,012	△394
貯金	208,548	207,952	△596
負 債 計	208,548	207,952	△596

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,225	百万円
------	----------	--------	-----

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	175,653	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	100	300	300	300	—	5,600
貸出金(*1,2)	2,190	1,493	1,423	1,317	1,220	16,159
合 計	177,943	1,793	1,723	1,617	1,220	21,759

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 427 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 15 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	188,095	6,884	12,272	943	306	46

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	300	303	2
	社 債	100	100	0
	小 計	400	403	3
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	1,786	1,609	△176
	地方債	799	727	△72
	社 債	3,600	3,213	△386
	小 計	6,186	5,550	△635
合 計		6,586	5,954	△632

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	45
②退職給付費用	151
③退職給付の支払額	△11
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金	103

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,705
②確定給付型年金制度の積立額	△1,602
③未積立退職給付債務 (①+②)	103
退職給付引当金	103

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	151
②臨時に支払った割増退職金	—
③退職給付費用 (①+②)	151

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は157百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	66
	賞与引当金	49
	固定資産減損損失（土地以外）	17
	退職給付引当金	28
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	3
	未払事業税	4
	その他有価証券評価差額金	178
	その他	10
	小 計	376
	評価性引当額	△251
	合 計	124
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		124

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.02
	事業分量化当金	△5.30
	住民税均等割	0.69
	評価性引当額の増減	0.56
	税額控除	△1.31
	その他	0.60
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.22

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は従来の 27.46%から 28.17%に変更されますが、その影響は軽微です。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	8 0 6	7 5 3
2 任意積立金取崩額	—	—
計	8 0 6	7 5 3
3 剰余金処分額	4 1 3	4 1 3
(1) 利益準備金	1 0 0	1 0 0
(2) 任意積立金	1 6 9	1 7 2
特別積立金	—	—
信用事業基盤強化積立金	—	—
施設整備積立金	1 0 0	1 0 0
合併記念事業積立金	—	—
農業経営安定積立金	6 9	7 2
災害対策積立金	—	—
農業振興積立金	—	—
(3) 出資配当金	7 5	7 5
普通出資に対する配当金	7 5	7 5
後配出資に対する配当金	—	—
(4) 事業分量配当金	6 8	6 5
4 次期繰越剰余金	3 9 3	3 3 9

(注) 1. 普通出資に対する配当金及び後配出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

- (1) 普通出資に対する配当の割合 令和7年度 2.0% 令和6年度 2.0%
(2) 後配出資に対する配当の割合 令和7年度 0% 令和6年度 0%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和7年度 販売主要品目1kg当たり1円、トマト・果樹類1kg当たり1円、切花1ケース当たり100円
花苗販売金額の0.5%、米穀1袋当たり100円、和子牛1頭当たり3,000円、スモール1頭当たり500円
枝肉共済牛1頭当たり500円、枝肉共励会1頭当たり2,000円、全農出荷肉牛1頭当たり2,000円

令和6年度 販売主要品目1kg当たり1円、トマト・果樹類1kg当たり1円、切花1ケース当たり100円
花苗販売金額の0.5%、米穀1袋当たり100円、和子牛1頭当たり3,000円、スモール1頭当たり500円
枝肉共済牛1頭当たり500円、枝肉共励会1頭当たり2,000円、全農出荷肉牛1頭当たり2,000円

3. 令和7年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金17百万円が含まれています。

令和6年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金16百万円が含まれています。

4. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位:百万円)

種 類	積立目的及び取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	・この積立金は、金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和及び信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。 ・信用事業総利益が大幅(前年度比10%以上)に減少した場合に減少相当額を取り崩すことができる。	貯金残高の1,000分の5を目標として積立てる。	1,089
施設整備積立金	・この積立金は、建物の建替え、大規模な改修・修繕、新規取得・処分等の施設整備に要する資金を積み立てるものとする。 ・建替え・改修・修繕・新規取得・処分に伴う支出、減価償却費の大幅な増加、減損損失が発生した場合に限り理事会の決議により取り崩すことができる。	減価償却資産の取得価格の100分の20を目標として積立てる。(土地は除く)	1,676
合併記念事業積立金	・合併記念事業を実施することを目的に当該事業に必要な額を積み立てるものとする。 ・実施事業年度に合併記念事業の経費相当額を取り崩す。	100	30
農業経営安定積立金	・農産物価格の下落、災害による生産量の減少及び、生産資材価格の著しい変動により生産者の経営に大きな影響がある場合等に備え、生産農家の再生産を可能にする経済的支援を行うために積み立てるものとする。 ・市場価格の著しい下落、災害による生産の大幅減少及び、生産資材の価格高騰などに対して、生産農家へ経済的支援を行った場合に支援相当額を取り崩す。	1,000	930
災害対策積立金	・JAおよび組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風、集中豪雨等の自然災害の発生及び感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てる。 ・政令による激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合にJA及び地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩す。	500	500
農業振興積立金	・地域農業の維持・振興を図るために必要な資金を積み立てる。 ・担い手育成支援及び組合員営農施設の設置など地域農業の維持・振興を図るために理事会で定める支援策に基づく支出を行った場合にその相当額を取り崩すことができる。	500	22

※上記積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てています。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8年 7月 21日

あわじ島農業協同組合

代表理事組合長 原口 和幸

6. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

7. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

Ⅵ 連結情報に連結キャッシュ・フロー計算書を掲載しております。

8. 部門別損益計算書

（令和7年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	9,530	1,875	636	5,181	1,815	22	
事業費用 ②	6,874	597	68	4,489	1,675	43	
事業総利益③(①－②)	2,655	1,278	567	691	139	△21	
事業管理費 ④	2,398	730	443	878	187	159	
(うち減価償却費⑤)	(116)	(55)	(25)	(16)	(3)	(13)	
うち共通管理費 ⑥		183	86	147	29	22	△468
(うち減価償却費⑦)		(20)	(9)	(16)	(3)	(2)	(△ 53)
事業利益 ⑧(③－④)	257	548	124	△186	△48	△180	
事業外収益 ⑨	216	78	36	68	16	15	
うち共通分 ⑩		78	36	63	12	9	△200
事業外費用 ⑪	83	3	1	77	0	0	
うち共通分 ⑫		3	1	3	0	0	△9
経常利益 ⑬(⑧＋⑨－⑪)	389	622	159	△194	△32	△165	
特別利益 ⑭	－	－	－	－	－	－	
うち共通分 ⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失 ⑯	6	0	0	1	3	0	
うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	△ 0
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	383	622	159	△196	△36	△165	
営農指導事業分配賦額 ⑲		10	4	149	1	△165	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	383	611	154	△345	△37		

※損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則第117条第1号にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しているため、①、②の「計」とは一致しません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

（注）1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

(1) 共通管理費等 （人頭割＋人件費を除く事業管理費割＋事業総利益割）の平均値

(2) 営農指導事業 農業関連事業の事業総利益割（共通管理費以外）＋各事業総利益割（共通管理費）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	39.06	18.37	31.47	6.25	4.85	100.00
営 農 指 導 事 業	6.53	2.90	89.85	0.72		100.00

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	9,056	9,055	8,700	8,823	9,530
信用事業収益	1,563	1,562	1,506	1,529	1,875
共済事業収益	685	672	644	641	636
農業関連事業収益	5,202	5,230	4,956	4,903	5,181
その他事業収益	1,564	1,590	1,592	1,748	1,837
経常利益	291	437	398	359	389
当期剰余金	190	328	318	277	329
出資金	3,900	3,878	3,859	3,825	3,796
（出資口数）	(3,900,389)	(3,878,981)	(3,859,235)	(3,825,302)	(3,796,322)
純資産額	17,510	17,512	17,537	17,216	16,831
総資産額	235,374	234,848	230,390	228,944	228,630
貯金等残高	214,558	214,185	209,979	208,548	208,609
貸出金残高	24,119	23,297	23,249	23,820	25,169
有価証券残高	3,469	3,993	4,866	5,954	11,899
剰余金配当金額	159	150	153	141	144
出資配当額	76	76	76	75	75
事業分量配当額	82	73	77	65	68
職員数	321	330	305	303	298
単体自己資本比率	19.31	19.39	19.73	20.71	21.15

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」
 （平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	1,402	1,259	143
役務取引等収支	36	34	2
その他信用事業収支	△160	△141	△19
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,439 (0.69)	1,293 (0.62)	145 (0.08)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,923 (1.27)	2,870 (1.23)	53 (0.03)
事業純益	525	379	146
実質事業純益	525	381	144
コア事業純益	525	382	143
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	525	382	143

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）
＋金銭の信託運用見合費用
3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和7年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	206,093	1,820	0.88	207,861	1,435	0.69
うち預金	170,848	1,404	0.82	178,237	1,120	0.62
うち有価証券	10,705	119	1.11	6,068	70	1.15
うち貸出金	24,539	296	1.20	23,555	245	1.04
資金調達勘定	208,363	415	0.19	210,161	174	0.08
うち貯金・定期積金	208,363	415	0.19	210,160	174	0.08
うち借入金	0	0	1.60	1	0	1.09
総資金利ざや	—	—	0.33	—	—	0.25

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分当配当金、奨励金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和7年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	384	23
うち預金	284	6
うち有価証券	49	19
うち貸出金	51	△2
支 払 利 息	240	76
うち貯金・定期積金	240	76
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△0	△0
差 引	144	△52

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分当配当金、奨励金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

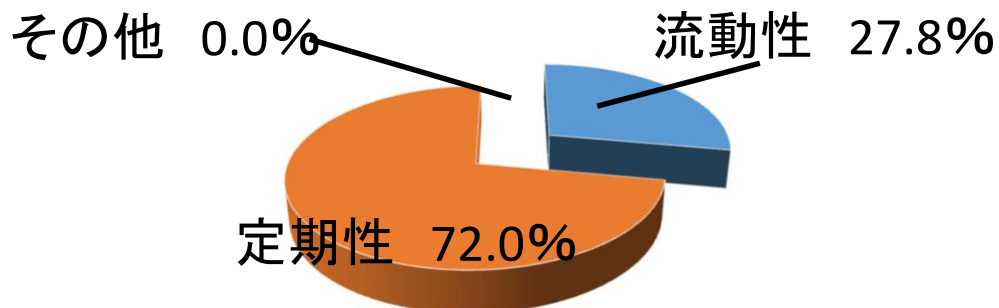
(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

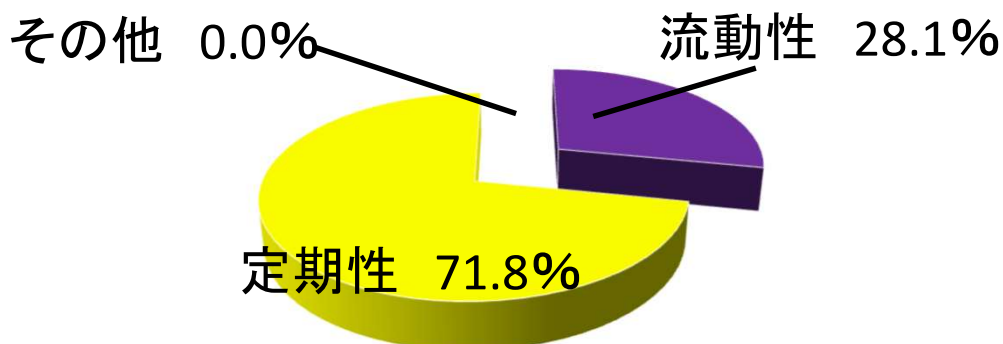
(単位: 百万円、%)

種 類	令和7年度		令和6年度		増 減
流 動 性 貯 金	58,548	(28.1)	58,526	(27.8)	21
定 期 性 貯 金	149,663	(71.8)	151,520	(72.0)	△ 1,856
そ の 他 の 貯 金	138	(0.0)	109	(0.0)	29
小 計	208,350	(100.0)	210,155	(100.0)	△ 1,805
譲 渡 性 貯 金	—	(0.0)	—	(0.0)	0
合 計	208,350	(100.0)	210,155	(100.0)	△ 1,805

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。



令和6年度



令和7年度

② 定期貯金残高

(単位: 百万円、%)

種 類	令和7年度		令和6年度		増 減
定期貯金	149,153	(100.0)	147,111	(100.0)	2,042
うち固定金利定期	149,147	(99.9)	147,103	(99.9)	2,044
うち変動金利定期	6	(0.0)	8	(0.0)	△ 2

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

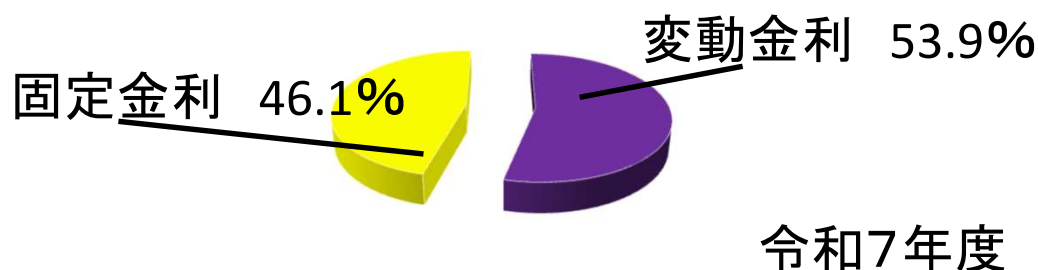
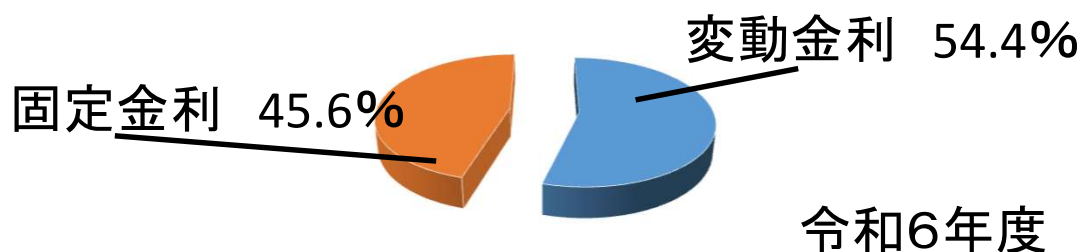
種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	171	271	△ 100
証 書 貸 付	23,917	22,802	1,114
当 座 貸 越	455	484	△ 28
割 引 手 形	—	—	—
合 計	24,543	23,558	985

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	11,397 (46.1)	10,671 (45.6)	725
変 動 金 利 貸 出	13,328 (53.9)	12,721 (54.4)	607
合 計	24,725 (100.0)	23,392 (100.0)	1,332

(注) () 内は構成比です。



③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	386	408	△ 21
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	386	408	△ 21
農業信用基金協会保証	18,131	17,363	767
その他保証	1,256	1,327	△ 71
小 計	19,387	18,690	696
信用	5,395	4,721	674
合 計	25,169	23,820	1,349

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
設 備 資 金	23,630	(93.9)	22,257	(93.4)	1,373
運 転 資 金	1,539	(6.1)	1,563	(6.6)	△ 24
合 計	25,169	(100.0)	23,820	(100.0)	1,349

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減
農業	2,619	(10.4)	2,708	(11.3)	△ 88
林業	18	(0.0)	19	(0.0)	△ 1
水産業	311	(1.2)	272	(1.1)	39
製造業	3,139	(12.4)	2,930	(12.3)	208
鉱業	68	(0.2)	34	(0.1)	34
建設・不動産業	2,153	(8.4)	2,006	(8.3)	146
電気・ガス・熱供給・水道業	617	(2.4)	620	(2.6)	△ 3
運輸・通信業	785	(3.1)	807	(3.3)	△ 22
金融・保険業	255	(1.0)	244	(1.0)	10
卸売・小売・サービス業・飲食業	5,547	(21.9)	5,250	(21.9)	297
地方公共団体	5,355	(21.2)	4,559	(19.1)	796
非営利法人	—	(0.0)	—	(0.0)	—
その他	4,294	(17.0)	4,364	(18.3)	△ 69
合 計	25,169	(100.0)	23,820	(100.0)	1,349

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
農業	1,507	1,525	△ 18
穀作	2	1	1
野菜・園芸	950	945	5
果樹・樹園農業	21	24	△ 3
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	113	107	5
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	419	445	△ 26
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,507	1,525	△ 18

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
プロパー資金	527	448	79
農業制度資金	979	1,076	△ 97
農業近代化資金	920	1,003	△ 82
その他制度資金	59	73	△ 14
合 計	1,507	1,525	△ 18

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	0	△ 0
その他	—	—	—
合 計	—	0	△ 0

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7年度	25	—	25	—	25
	6年度	27	—	27	—	27
危険債権	7年度	161	27	133	—	161
	6年度	198	50	147	—	198
要管理債権	7年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	7年度	—	—	—	—
		6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	7年度	—	—	—	—
		6年度	—	—	—	—
小 計	7年度	186	27	158	—	186
	6年度	225	50	175	—	225
正常債権	7年度	24,994				
	6年度	23,604				
合 計	7年度	25,180				
	6年度	23,829				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和先債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和 7 年度					令和 6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	20	2	—	20	2	18	20	—	18	20
個別貸倒引当金	8	8	—	8	8	16	8	0	15	8
合 計	28	10	—	28	10	35	28	0	34	28

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		令和 7 年度		令和 6 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	42	205	40	205
	金 額	25,236	40,018	23,557	38,303
代金取立為替	件 数	0	0	—	0
	金 額	13	0	—	0
雑為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	618	6,137	508	7091
合 計	件 数	43	207	41	207
	金 額	25,869	46,156	24,066	45,394

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
国 債	5,222	1,300	3,922
地 方 債	1,320	1,211	109
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	4,162	3,556	606
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	10,705	6,068	4,637

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 3年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和7年度								
国 債	—	5,276	—	—	180	1,395	—	6,852
地 方 債	300	—	—	—	737	212	—	1,250
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	587	91	270	2,000	846	—	3,795
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	97	1,511	—	1,609
地 方 債	303	—	—	—	485	242	—	1,031
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	100	290	299	279	1,409	935	—	3,313
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和7年度			令和6年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるも の	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	300	300	0	400	403	3
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	300	300	0	300	303	2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	100	100	0
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	300	300	0	400	403	3
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	12,777	11,598	△ 1,179	6,186	5,550	△ 635
	国債	7,278	6,852	△ 425	1,786	1,609	△ 176
	地方債	1,099	950	△ 149	799	727	△ 72
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,400	3,795	△ 604	3,600	3,213	△ 386
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	12,777	11,598	△ 1,179	6,186	5,550	△ 635
合計		13,077	11,899	△ 1,178	6,586	5,954	△ 632

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位:件、百万円)

種 類		令和 7 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	12,261	95,958	12,170	100,091
	定期生命共済	205	2,022	197	1,918
	養老生命共済	4,267	18,677	4,607	21,089
	うち、こども共済	3,234	8,257	3,305	8,590
	医療共済	7,585	705	7,640	735
	がん共済	1,915	389	1,845	442
	定期医療共済	129	349	142	405
	介護共済	2,005	4,973	2,017	4,688
	認知症共済	28		25	
	生活障害共済	772		822	
	特定重度疾病共済	1,078		1,063	
	年金共済	6,906	50	7,117	50
建物更生共済		12,644	202,130	13,126	205,034
合 計		49,795	325,256	50,771	334,455

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	—	20	—	24
	7,585	579	7,640	505
がん共済	—	9	—	10
	1,915	33	1,845	—
定期医療共済	129	0	142	0
合 計	—	30	—	35
	9,629	612	9,627	505

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	2,005	6,343	2,017	5,922
認知症共済	28	49	25	44
生活障害共済(一時金型)	658	5,361	696	5,796
生活障害共済(定期年金型)	114	102	126	111
特定重度疾病共済	1,078	2,282	1,063	2,253

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	4,561	2,494	4,782	2,608
年金開始後	2,345	1,204	2,335	1,188
合 計	6,906	3,699	7,117	3,797

(注)金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:件、百万円)

種 類	令和 7 年度			令和 6 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	973	14,275	10	982	14,511	10
自動車共済	16,043		605	15,880		583
傷害共済	15,249	45,628	17	15,284	45,534	18
団体定期生命	—	—	—	—	—	—
定額定期生命	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	140		0	156		0
自賠責共済	7,212		118	6,730		111
合 計	39,617		752	39,032		724

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.16	0.15	0.01
資本経常利益率	2.20	2.03	0.17
総資産当期純利益率	0.14	0.11	0.03
資本当期純利益率	1.86	1.57	0.29

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期 末	12.06	11.42	0.64
	期中平均	11.77	11.20	0.57
貯証率	期 末	5.70	2.85	2.85
	期中平均	5.13	2.88	2.25

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	17,865	17,707
うち、出資金及び資本準備金の額	3,838	3,867
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	14,185	13,997
うち、外部流出予定額 (△)	144	141
うち、上記以外に該当するものの額	△ 13	△ 15
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	20
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	20
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,867	17,728
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	8	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	8	12
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8	12
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	17,859	17,716
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,940	83,084
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,473	2,448
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	84,414	85,533
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	21.15%	20.71%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては、標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和7年度			令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%
	現金	405	—	—	378	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,295	—	—	1,789	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	6,759	—	—	5,662	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1	400	40	1
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	167,691	33,540	1,341	175,694	35,144	1,405
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	4,012	1,544	61	3,309	1,323	52
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	643	143	5	806	238	9
	（うちトランザクター向け）	11	4	0	9	4	0
	不動産関連向け	1,088	814	32	1,139	850	34
	（うち自己居住用不動産等向け）	1,088	814	32	1,139	850	34
	（うち賃借用不動産向け）	—	—	—	—	—	—
	（うち専業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	75	48	1	85	59	2
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	33	6	0	37	7	0
	信用保証協会等による保証付	18,093	1,773	70	17,312	1,693	67
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	株式等	501	651	26	499	499	19
	上記以外	22,761	43,377	1,735	22,505	43,228	1,729
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	13,726	34,316	1,372	13,726	34,316	1,372
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	51	127	5	128	321	12
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,983	8,932	357	8,650	8,589	343
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

			令和7年度			令和6年度		
信用リスク・アセット			エクスポージャーの期末 残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本 額 b=a×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・ア セット額 A	所要自己資本 額 B=A×4%
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外 分)		—	—	—	—	—	—
	再証券化		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)		—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)		—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)		—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)		—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも のの額(Δ)		—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計		229,763	81,940	3,277	229,620	83,084	3,323
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)		—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)			229,763	81,940	3,277	229,620	83,084	3,323
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>			マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本 額 b=a×4%	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 A		所要自己資本 額 B=A×4%
			—		—	—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本 額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 A		所要自己資本 額 B=A×4%
			2,473		98	2,448		97
所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本 額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 A		所要自己資本 額 B=A×4%
			84,414		3,376	85,533		3,421

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額	2,473	2,448
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	98	97
B I	1,649	1,632
B I C	197	195

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和7年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
法人	農業	79	79	—	—	—	90	90	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1,605	—	1,605	—	—	1,002	—	1,002	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	100	—	100	—	—	100	—	100	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,704	—	1,704	—	—	1,704	—	1,704	—	—
	運輸・通信業	318	9	300	—	8	315	9	300	—	5
	金融・保険業	168,351	—	701	—	—	189,965	—	600	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	39	38	—	—	1	45	43	—	—	1
	日本国政府・地方公共団体	14,055	5,356	8,698	—	—	7,451	4,559	2,892	—	—
	上記以外	14,470	242	—	—	—	758	259	—	—	—
	個人	19,505	19,486	—	—	48	18,920	18,894	—	—	77
	その他	9,533	—	—	—	—	9,264	—	—	—	—
業種別残高計		229,763	25,212	13,111	—	—	229,620	23,856	6,601	—	85
残存期間別	1年以下	168,401	450	300	—	—	176,304	566	100	—	—
	1年超3年以下	6,462	548	5,913	—	—	1,165	562	602	—	—
	3年超5年以下	890	790	100	—	—	1,056	756	300	—	—
	5年超7年以下	912	611	301	—	—	950	649	300	—	—
	7年超10年以下	4,884	1,674	3,210	—	—	3,671	1,565	2,106	—	—
	10年超	24,153	20,867	3,285	—	—	22,667	19,475	3,192	—	—
	期限の定めのないもの	24,058	268	—	—	—	23,803	280	—	—	—
残存期間別残高計		229,763	25,212	13,111	—	—	229,620	23,856	6,601	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和 7 年度						令和 6 年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	20	2	—	20	2		18	20	—	18	20	
個別貸倒引当金	8	8	—	8	8		16	8	0	15	8	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	1	—	—	0	1	—	1	—	—	1	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	5	8	—	6	7	—	16	5	0	15	5	—
業 種 別 計	8	8	—	8	8	—	16	8	0	15	8	—

1. 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位:百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	405	—	405	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	7,295	—	7,295	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,759	—	6,759	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	167,691	—	167,691	—	33,540	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	4,012	—	4,012	—	1,544	38
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	612	249	296	31	143	44
（うちトラランザクター向け）	45	—	110	—	11	4	45
不動産関連向け	20~150	1,088	—	1,085	—	814	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	1,088	—	1,085	—	814	75
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	67	1	58	0	48	83
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未決済手形	20	33	—	33	—	6	18
信用保証協会等による保証付	0~10	18,093	—	17,736	—	1,773	10
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	501	—	501	—	651	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	22,761	—	22,761	—	43,377	191
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	13,726	—	13,726	—	34,316	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	51	—	51	—	127	249
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	8,983	—	8,983	—	8,932	99
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセット額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					81,940	

[令和6年度]

(単位:百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	378	—	378	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,789	—	1,789	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,662	—	5,662	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	175,694	—	175,694	—	35,144	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	3,309	—	3,309	—	1,323	40
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	780	235	438	26	238	51
（うちトラザクター向け）	45	—	97	—	9	4	45
不動産関連向け	20~150	1,139	—	1,133	—	850	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	1,139	—	1,133	—	850	75
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	76	1	67	0	59	88
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未決済手形	20	37	—	37	—	7	20
信用保証協会等による保証付	0~10	17,312	—	16,930	—	1,693	10
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	499	—	499	—	499	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	22,505	—	22,505	—	43,228	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	13,726	—	13,726	—	34,316	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	128	—	128	—	321	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	8,650	—	8,650	—	8,589	99
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					83,084	

④ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位:百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7, 295		—		—		—		—		—	7, 295			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—	—			
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—	—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	6, 759		—		—		—		—		—	—	6, 759		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		400		—		—		—		—	—	400		
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	167, 678		—		12		—		—		—	—	—	167, 691	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—	—	—	—	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—	—	—	—	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1, 705		2, 106		200		—		—		—	—	—	—	4, 012
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—	—	—	—	—
	100%			150%			250%			400%			その他	合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—	—	—
株式等	—			—			501			—			—	501	
	45%				75%				100%				その他	合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	11				101				27				187	327	
（うちトラザクター向け）	11				—				—				—	11	
	20%	25%	30%	31. 25%	35%	37. 5%	40%	50%	62. 5%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1, 085	—	1, 085		
	30%	35%	43. 75%	45%	56. 25%	60%	75%	93. 75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	70%			90%			110%			112. 5%		150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	—			—			—			—		—	—	—	
	60%					その他					合計				
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—					—					—				
	100%				150%				その他				合計		
不動産関連向け（うちＡＤＣ向け）	—				—				—				—		
	50%			100%			150%			その他			合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8			1			28			21			58		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			—			—			—			—		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計				
現金	405		—		—		—		—		405				
取立未決済手形	—		—		33		—		—		33				
信用保証協会等による保証付	—		17, 734		—		0		1		17, 736				
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—				
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—				

[令和6年度]

(単位:百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,789		—		—		—		—		—		1,789			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—			
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	5,662		—		—		—		—		—		—	5,662		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		400		—		—		—		—		—	400		
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,668		—		26		—		—		—		—	—	175,694	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,103		2,206		—		—		—		—		—	—	—	3,309
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—	
株式等	—			—			499			—			—		499	
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	9			215			35			204			465			
（うちトランザクター向け）	9			—			—			—			9			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,133	—	1,133			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計			
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—			
	70%			90%			110%			112.5%			150%		その他	合計
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	—			—			—			—			—		—	—
	60%					その他					合計					
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—					—					—					
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け（うちＡＤＣ向け）	—				—				—				—			
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10			0			35			21			67			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			—			—			—			—			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金	378		—		—		—		—		378					
取立未決済手形	—		—		37		—		—		37					
信用保証協会等による保証付	—		16,927		0		0		2		16,930					
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—					
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—					

⑤ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の 合計額 （CCF・信用 リスク削減効果 適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の 合計額 （CCF・信用 リスク削減効果 適用後）
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	202,894	—	—	202,215	202,912	—	—	202,186
40%～70%	2,128	110	10%	2,139	2,245	97	10%	2,254
75%	1,373	130	15%	1,388	1,344	129	13%	1,348
80%	—	0	11%	0	—	—	—	—
85%	6	—	—	6	6	—	—	6
90%～100%	28	0	10%	28	36	0	10%	36
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	28	1	10%	28	35	1	10%	35
250%	501	—	—	501	499	—	—	499
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	9	10%	1	0	8	10%	1
合計	206,961	250	13%	206,309	207,079	237	11%	206,368

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡまたはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢーまたはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品業者及 び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	44	133	—	47	148	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃借不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞向け（自己居住用不動産等向けを除 く。）	20	1	—	20	1	—
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	50	—	—	60	—	—
合計	115	134	—	127	149	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続きの概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P16「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された取引方針などに基づき、国債等の安全な有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	14,227	14,227	14,225	14,225
合計	14,227	14,227	14,225	14,225

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位:百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位:百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

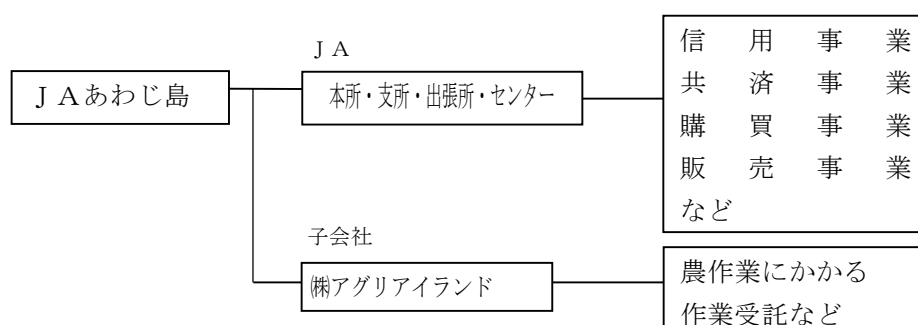
IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方平行シフト	293	106	0	0
2	下方平行シフト	0	0	269	244
3	スティープ化	827	827		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	399	479		
7	最大値	827	827	269	244
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	17,859		17,716	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aあわじ島のグループは、当 J A、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社 1 社で構成されています。



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	株式会社 アグリアイランド
主たる営業所又は事務所の所在地	南あわじ市市三條860番地の1
事業の内容	農作業にかかる作業受託など
設立年月日	平成17年6月7日
資本金又は出資金	20百万円
当 J A の 議 決 権 比 率	100%
他の子会社等の議決権比率	100%

(3) 連結事業概況（令和7年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和7年度の当 J A の連結決算は、子会社 1 社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 400 百万円、連結当期剰余金 338 百万円、連結純資産 16,870 百万円、連結総資産 228,621 百万円で、連結自己資本比率は 21.20%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 アグリアイランド

令和7年度は、J Aあわじ島と連携し、農作業請負事業等で 264 百万円の取扱いを行いました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結事業収益	9,141	9,151	8,788	8,918	9,632
信用事業収益	1,563	1,562	1,506	1,529	1,875
共済事業収益	685	672	644	640	635
農業関連事業収益	5,288	5,326	5,044	4,999	5,284
その他事業収益	1,605	1,590	1,592	1,748	1,837
連結経常利益	289	450	394	362	400
連結当期剰余金	189	339	313	280	338
連結純資産額	17,532	17,543	17,564	17,247	16,870
連結総資産額	235,366	234,840	230,387	228,936	228,621
連結自己資本比率	19.31	19.44	19.74	20.74	21.20

- (注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
2. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	206,212	206,969
(1) 現金及び預金	167,803	176,031
(2) 有価証券	11,899	5,954
(3) 貸出金	25,169	23,820
(4) その他の信用事業資産	1,340	1,183
(5) 貸倒引当金	△0	△20
2 共済事業資産	2	1
3 経済事業資産	2,725	2,247
(1) 受取手形及び経済事業未収金	584	594
(2) 棚卸資産	541	503
(3) その他の経済事業資産	1,609	1,158
(4) 貸倒引当金	△9	△8
4 雑資産	260	268
5 固定資産	5,085	5,120
(1) 有形固定資産	5,073	5,103
建物	5,765	5,772
機械装置	2,767	2,650
土地	2,657	2,626
その他の有形固定資産	1,799	1,775
減価償却累計額	△7,915	△7,720
(2) 無形固定資産	11	16
6 外部出資	14,208	14,205
(1) 外部出資	14,208	14,205
7 繰延税金資産	127	124
資産の部合計	228,621	228,936

(単位:百万円)

科 目	令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 3 1 日)	令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 3 1 日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	209,290	209,031
(1) 貯金	208,547	208,498
(2) 借入金	—	0
(3) その他の信用事業負債	742	533
2 共済事業負債	458	484
(1) 共済資金	166	190
(2) その他の共済事業負債	292	294
3 経済事業負債	1,382	1,515
(1) 支払手形及び経済事業未払金	731	748
(2) その他の経済事業負債	651	766
4 雑負債	360	361
5 諸引当金	258	296
(1) 賞与引当金	178	180
(2) 退職給付に係る負債	61	103
(3) 役員退職慰労引当金	17	12
負債の部合計	211,751	211,689
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	18,049	17,879
(1) 出資金	3,796	3,825
(2) 資本剰余金	41	41
(3) 利益剰余金	14,224	14,027
(4) 処分未済持分	△ 13	△ 15
2 評価・換算差額等	△ 1,178	△ 632
(1) その他有価証券評価差額金	△ 1,178	△ 632
純資産の部合計	16,870	17,247
負債及び純資産の部合計	228,621	228,936

(6)連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(令和7年4月1日～令和8年3月31日)	(令和6年4月1日～令和7年3月31日)
1 事業総利益	2,728	2,684
(1) 信用事業収益	1,875	1,529
資金運用収益	1,820	1,435
(うち預金利息)	(1,310)	(970)
(うち有価証券利息)	(119)	(70)
(うち貸出金利息)	(296)	(245)
(うちその他受入利息)	(93)	(149)
役務取引等収益	39	37
その他経常収益	15	56
(2) 信用事業費用	596	376
資金調達費用	418	176
(うち貯金利息)	(414)	(174)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(0)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(2)	(1)
役務取引等費用	2	2
その他事業直接費用	—	0
その他経常費用	175	197
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△ 19)	(△ 2)
信用事業総利益	1,278	1,152
(3) 共済事業収益	635	640
共済付加収入	594	606
その他の収益	41	34
(4) 共済事業費用	68	64
共済推進費及び共済保全費	52	48
その他の費用	15	15
共済事業総利益	567	576
(5) 購買事業収益	4,961	4,759
購買品供給高	4,850	4,645
購買手数料	4	6
その他の収益	106	107
(6) 購買事業費用	4,413	4,250
購買品供給原価	4,267	4,105
購買供給費	28	28
その他の費用	117	116
購買事業総利益	548	509
(7) 販売事業収益	1,169	1,079
買取販売品販売高	523	346
販売手数料	183	224
販売収益	447	497
その他の収益	14	11
(8) 販売事業費用	979	758
買取販売品販売原価	370	217
販売費	598	525
その他の費用	10	14
販売事業総利益	189	321
(9) その他事業収益	990	909
(10) その他事業費用	845	784
その他事業総利益	144	124

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(令和7年4月1日～令和8年3月31日)	(令和6年4月1日～令和7年3月31日)
2 事業管理費	2,459	2,542
(1) 人件費	1,940	2,024
(2) その他事業管理費	519	518
事業利益	268	141
3 事業外収益	216	227
(1) 受取雑利息	2	3
(2) 受取出資配当金	175	173
(3) その他の事業外収益	37	50
4 事業外費用	83	6
(1) 支払雑利息	1	1
(2) その他の事業外費用	82	4
経常利益	400	362
5 特別利益	—	—
(1) 固定資産処分益	—	—
(2) 一般補助金	—	—
(3) その他の特別利益	—	—
6 特別損失	6	20
(1) 固定資産処分損	6	20
(2) 固定資産圧縮損	—	—
(3) 減損損失	—	—
(4) その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期利益	394	342
法人税・住民税及び事業税	59	65
法人税等調整額	△3	△2
法人税等合計	56	62
当期剰余金	338	280

(7) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	41	41
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	41	41
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	14,027	13,900
2 利益剰余金増加高	338	280
当期剰余金	338	280
3 利益剰余金減少高	141	153
配当金	141	153
4 利益剰余金期末残高	14,224	14,027

(8)連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日)	(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	394	342
減価償却費	348	336
減損損失	—	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 18	△ 6
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1	0
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 41	58
その他引当金等の増減額(△は減少)	4	0
信用事業資金運用収益	△ 1,726	△ 1,286
信用事業資金調達費用	415	174
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 178	△ 176
支払雑利息	1	1
有価証券関係損益(△は益)	△ 0	0
固定資産処分損益(△は益)	6	20
外部出資関係損益(△は益)	—	—
その他	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 1,349	△ 570
預金の純増(△)減	10,000	3,600
貯金の純増減(△)	49	△ 1,443
信用事業借入金の純増減(△)	△ 0	△ 1
その他の信用事業資産の純増減(△)	91	△ 67
その他の信用事業負債の純増減(△)	47	△ 14
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	△ 23	23
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 4	△ 5
その他の共済事業資産の純増減(△)	△ 0	2
その他の共済事業負債の純増減(△)	2	△ 0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	9	24
経済受託債権の純増減(△)	△ 440	△ 114
棚卸資産の純増(△)減	△ 38	108
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 17	176
経済受託債務の純増減(△)	△ 57	76
その他の経済事業資産の純増減(△)	△ 10	85
その他の経済事業負債の純増減(△)	△ 57	△ 52
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	7	54
その他の負債の純増減(△)	34	△ 41
未払消費税等の増減(△)額	△ 33	35
信用事業資金運用による収入	1,476	1,273
信用事業資金調達による支出	△ 251	△ 135
事業分量配当金の支払額	△ 65	△ 77
小 計	8,571	2,403
雑利息及び出資配当金の受取額	178	176
雑利息の支払額	△ 1	△ 1
法人税等の支払額	△ 60	△ 47
事業活動によるキャッシュ・フロー	8,688	2,531

(単位:百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日)	(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 6,590	△ 1,797
有価証券の売却による収入	—	—
有価証券の償還による収入	100	300
補助金の受入れ等による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△ 284	△ 207
固定資産の処分による支出	△ 2	△ 19
固定資産の売却による収入	△ 32	△ 28
外部出資の取得による支出	△ 2	△ 2
外部出資の売却等による収入	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,812	△ 1,755
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	68	124
出資の払戻しによる支出	△ 96	△ 161
持分の取得による支出	△ 15	△ 13
持分の譲渡による収入	15	13
出資配当金の支払額	△ 75	△ 76
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 103	△ 113
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,772	663
5 現金及び現金同等物の期首残高	3,028	2,364
6 現金及び現金同等物の期末残高	4,800	3,028

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	令和7年度	令和6年度
現金および預金勘定	167,803	176,031
別段預金及び定期性預金	△ 163,003	△ 173,003
現金および現金同等物	4,800	3,028

（９）連結注記表

令和 7 年度注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（１）連結の範囲に関する事項

1. 連結される子会社・子法人等・・・1社

(株)アグリアイランド

2. 非連結子会社・子法人等・・・・・・該当ありません

（２）持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用の関連法人等・・・・・・該当ありません

2. 持分法非適用の関連法人等・・・・・・1社

（３）連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

（４）連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

（５）連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当する事項ありません。

（６）剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

（７）連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する

（１）次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

- ・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 （ 肥 料 ・ 農 薬 等 の 単 品 ・ 数 量 管 理 品 ）	総平均法に基づく原価法
購 買 品 （ 農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品 ）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

（２）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

（３）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理要領及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（４）収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却しています。

（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「〇」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 128 百万円（繰延税金負債との相殺前）
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年6月に決議した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,187
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	—
合 計	1,921

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 該当ありません

子会社等に対する金銭債務の総額 該当ありません

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25
危 険 債 権	161
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	186

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 該当ありません |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 該当ありません |

6. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が138百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	167,397	167,332	△65
有価証券			
その他有価証券	11,899	11,899	—
貸出金	25,169		
貸倒引当金(*)	△0		
貸倒引当金控除後	25,168	24,483	△685
資 産 計	204,465	203,714	△750
貯金	208,547	207,775	△772
負 債 計	208,547	207,775	△772

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価

に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,207	百万円
------	----------	--------	-----

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	167,397	—	—	—	—	—
有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	300	5,600	300	—	100	6,800
貸出金(*1・2・3)	2,143	1,535	1,472	1,405	1,314	17,282
合 計	169,841	7,135	1,772	1,405	1,414	24,082

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 427 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1 百万円は償還の予定が見込まれない為、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 13 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	188,814	11,617	7,746	268	67	32

貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	300	300	0
	社 債	—	—	—
	小 計	300	300	0
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	7,278	6,852	△425
	地方債	1,099	950	△149
	社 債	4,400	3,795	△604
	小 計	12,777	11,598	△1,179
合 計		13,077	11,899	△1,178

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	103
②退職給付費用	52
③退職給付の支払額	△10
④確定給付型年金制度への拠出金	△83
⑤期末における退職給付引当金	61

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,689
②確定給付型年金制度の積立額	△1,627
③未積立退職給付債務 (①+②)	61
退職給付引当金	61

(4) 退職給付に関連する損益 (単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	49
②臨時に支払った割増退職金	3
③退職給付費用 (①+②)	52

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は136百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	66
	賞与引当金	50
	JA あわじ島出荷応援助成金	19
	固定資産減損損失（土地以外）	15
	退職給付引当金	17
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	4
	未払事業税	4
	その他有価証券評価差額金	332
	その他	5
	小 計	534
	評価性引当額	△405
	合 計	128
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		127

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.38
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.30
	事業分量配当金	△4.93
	住民税均等割	0.61
	評価性引当額の増減	0.14
	税額控除	△3.05
その他		△2.16
税効果会計適用後の法人税等の負担率		14.15

(3) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産

(単位：百万円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	繰越欠損金	2
	評価性引当金	△2

(注) 2百万円＝減算一時差異等 8百万円 × 実効税率 27.46 %

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

現金および預金勘定	167,803
別段預金および定期性預金	163,003
現金および現金同等物	4,800

12. その他の注記

該当ありません。

令和 6 年度注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

1. 連結される子会社・子法人等・・・1社

(株)アグリアイランド

2. 非連結子会社・子法人等・・・・・・該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用の関連法人等・・・・・・該当ありません

2. 持分法非適用の関連法人等・・・・・・1社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当する事項ありません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品（肥料、農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法
購 買 品（農機部品等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予

想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（４）収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「〇」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 124 百万円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,191
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,925

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 該当ありません

子会社等に対する金銭債務の総額 該当ありません

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27
危 険 債 権	198
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	225

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 該当ありません |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 該当ありません |

6. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.51%上昇したものと想定した場合には、経済価値が51百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	178,603	178,529	△73
有価証券 その他有価証券	4,866	4,866	—
貸出金 貸倒引当金(*) 貸倒引当金控除後	23,249 △22 23,227	23,364	136
資 産 計	206,697	206,760	62
貯金	208,498	207,901	△596
負 債 計	208,498	207,901	△596

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（2）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISの

レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,205	百万円
------	----------	--------	-----

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	175,653	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	100	300	300	300	—	5,600
貸出金(*1,2)	2,190	1,493	1,423	1,317	1,220	16,159
合 計	177,943	1,793	1,723	1,617	1,220	21,759

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 427 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 15 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	188,044	6,884	12,272	943	306	46

貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	300	303	2
	社 債	100	100	0
	小 計	400	403	3
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	1,786	1,609	△176
	地方債	799	727	△72
	社 債	3,600	3,213	△386
	小 計	6,186	5,550	△635
合 計		6,586	5,954	△632

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	45
②退職給付費用	151
③退職給付の支払額	△11
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金	103

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,705
②確定給付型年金制度の積立額	△1,602
③未積立退職給付債務 (①+②)	103
退職給付引当金	103

(4) 退職給付に関連する損益 (単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	151
②臨時に支払った割増退職金	—
③退職給付費用 (①+②)	151

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は157百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	66
	賞与引当金	49
	固定資産減損損失（土地以外）	17
	退職給付引当金	28
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	3
	未払事業税	4
	その他有価証券評価差額金	178
	その他	10
	小 計	376
	評価性引当額	△251
	合 計	124
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		124

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.02
	事業分量配当金	△5.30
	住民税均等割	0.69
	評価性引当額の増減	0.56
	税額控除	△1.31
	その他	0.60
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.22

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.46%から 28.17%に変更されますが、その影響は軽微です。

(4) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産

(単位：百万円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	繰越欠損金	3
	評価性引当金	△3

(注) 3百万円＝減算一時差異等 13百万円 × 実効税率 27.46 %

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

現金および預金勘定	176,031
別段預金および定期性預金	173,003
現金および現金同等物	3,028

12. その他の注記

該当ありません。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	25	27	△ 2
危険債権額	161	198	△ 37
要管理債権額	—	—	—
うち三月以上延滞債権額	—	—	—
うち貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	186	225	△ 39
うち担保・保証付債権額 (B)	186	225	△ 39
担保・保証控除後債権額 (C)	186	225	△ 39
個別計上貸倒引当金残高 (D)	—	—	—
差引額 (E) = (C) - (D)	186	225	△ 39
一般計上貸倒引当金残高	2	20	△ 18
正常債権額	24,994	23,604	1,390

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	令和7年度	令和6年度
信 用 事 業	事業収益	1,875	1,529
	経常利益	622	483
	資産の額	206,212	206,969
共 済 事 業	事業収益	635	640
	経常利益	159	137
	資産の額	2	1
農 業 関 連 事 業	事業収益	5,284	4,999
	経常利益	△ 183	△ 44
	資産の額	2,725	2,247
そ の 他 事 業	事業収益	1,837	1,748
	経常利益	△ 197	△ 213
	資産の額	19,681	19,718
計	事業収益	9,632	8,918
	経常利益	400	362
	資産の額	228,621	228,936

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況と連結自己資本の額

令和8年3月末における連結自己資本比率は21.20%、連結自己資本の額は17,898百万円となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	3,787百万円（前年度3,814百万円）
配当率又は利率	出資配当は年2.0%の割合です。

○ 後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	8百万円（前年度10百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は0%です。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	17,905	17,737
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,838	3,867
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	14,224	14,027
うち、外部流出予定額 (△)	144	141
うち、上記以外に該当するものの額	△ 13	△ 15
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	20
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	20
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,907	17,758
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	8	12
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	8	12
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

(単位:百万円、%)

項 目		令和7年度	令和6年度
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		8	12
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)		17,898	17,746
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		81,925	83,076
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,473	2,448
フロア調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		84,398	85,525
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		21.20%	20.74%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和7年度			令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 A	所要自己 資本額 B=A×4%
	現金	406	—	—	378	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,295	—	—	1,789	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	6,759	—	—	5,662	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1	400	40	1
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	167,691	33,540	1,341	175,694	35,144	1,405
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	4,012	1,544	61	3,309	1,323	52
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	643	143	5	806	238	9
	（うちトラザクタ向け）	11	4	0	9	4	0
	不動産関連向け	1,088	814	32	1,139	850	34
	（うち自己居住用不動産等向け）	1,088	814	32	1,139	850	34
	（うち賃借不動産向け）	—	—	—	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	75	48	1	85	59	2
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	33	6	0	37	7	0
	信用保証協会等による保証付	18,093	1,773	70	17,312	1,693	67
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	株式等	481	625	25	479	479	19
	上記以外	22,772	43,388	1,735	22,517	43,240	1,729
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	13,726	34,316	1,372	13,726	34,316	1,372
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	51	127	5	128	322	12
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,994	8,943	357	8,662	8,601	344
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—

(単位: 百万円)

			令和7年度			令和6年度		
信用リスク・アセット			エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 A	所要自己 資本額 B=A×4%
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
		再証券化	—	—	—	—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
		(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
		(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
		標準的手法を適用するエクスポージャー計	229,753	81,925	3,277	229,612	83,076	3,323
		CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—	—	—	—
		中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
		合計(信用リスク・アセットの額)	229,753	81,925	3,277	229,612	83,076	3,323
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本 額 b=a×4%	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 A	所要自己資本 額 B=A×4%		
			—	—	—	—		
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本 額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 A	所要自己資本 額 B=A×4%		
			2,473	98	2,448	97		
所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本 額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 A	所要自己資本 額 B=A×4%		
			84,398	3,375	85,525	3,421		

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位: 百万円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額	2,473	2,448
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	98	97
B I	1,649	1,632
B I C	197	195

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 11）をご参照ください。

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			令和7年度					令和6年度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業		79	79	—	—	—	90	90	—	—	—
	林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		1,605	—	1,605	—	—	1002	—	1002	—	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		100	—	100	—	—	100	—	100	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		1,704	—	1,704	—	—	1,704	—	1,704	—	—
	運輸・通信業		318	9	300	—	8	315	9	300	—	5
	金融・保険業		168,351	—	701	—	—	189,965	—	600	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		39	38	—	—	1	45	43	—	—	1
	日本国政府・地方公共団体		14,055	5,356	8,698	—	—	7,451	4,559	2,892	—	—
	上記以外		14,450	242	—	—	—	738	259	—	—	—
業種別残高計			229,753	25,212	13,111	—	58	229,612	23,856	6,601	—	85
個人	1年以下		168,401	450	300	—	—	176,304	566	100	—	—
	1年超3年以下		6,462	548	5,913	—	—	1,165	562	602	—	—
	3年超5年以下		890	790	100	—	—	1,056	756	300	—	—
	5年超7年以下		912	611	301	—	—	950	649	300	—	—
	7年超10年以下		4,884	1,674	3,210	—	—	3,671	1,565	2106	—	—
	10年超		24,153	20,867	3,285	—	—	22,667	19,475	3192	—	—
	期限の定めのないもの		24,048	268	—	—	—	23,796	280	—	—	—
残存期間別残高計			229,753	25,212	13,111	—	—	229,612	23,856	6,601	—	—

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和7年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	20	2	—	20	2		18	20	—	18	20	
個別貸倒引当金	8	8	—	8	8		16	8	0	15	8	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1	—	—	0	1	—	1	—	—	1	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	5	8	—	6	7	—	16	5	0	15	5
業 種 別 計	8	8	—	8	8	—	16	8	0	15	8	—

(注) 1. 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位:百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	406	—	406	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	7,295	—	7,295	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,759	—	6,759	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	167,691	—	167,691	—	33,540	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	4,012	—	4,012	—	1,544	38
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	612	249	296	31	143	44
（うちトラランザクター向け）	45	—	110	—	11	4	45
不動産関連向け	20～150	1,088	—	1,085	—	814	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,088	—	1,085	—	814	75
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちA D C向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	67	1	58	0	48	82
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未決済手形	20	33	—	33	—	6	20
信用保証協会等による保証付	0～10	18,093	—	17,736	—	1,773	10
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	481	—	481	—	625	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	22,772	—	22,772	—	43,388	191
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	13,726	—	13,726	—	34,316	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	51	—	51	—	127	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	8,994	—	8,994	—	8,943	99
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセット額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					81,925	

[令和6年度]

(単位:百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	378	—	378	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,789	—	1,789	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,662	—	5,662	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	20~150	175,694	—	175,694	—	35,144	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20~150	3,309	—	3,309	—	1,323	40
(うち特定貸付債権向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	780	235	438	26	238	51
(うちトラザクター向け)	45	—	97	—	9	4	45
不動産関連向け	20~150	1,139	—	1,133	—	850	75
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	1,139	—	1,133	—	850	75
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	—	—	—	—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	—	—	—	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	76	1	67	0	59	88
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに 係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未決済手形	20	37	—	37	—	7	20
信用保証協会等による保証付	0~10	17,312	—	16,930	—	1,693	10
株式会社他地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	479	—	479	—	479	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	22,517	—	22,517	—	43,240	192
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該当するものの以外 のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	13,726	—	13,726	—	34,316	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	128	—	128	—	322	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	8,662	—	8,662	—	8,601	99
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					83,076	

⑤ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位:百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,295		—		—		—		—		—	7,295			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—	—			
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—	—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	6,759		—		—		—		—		—	—	6,759		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		400		—		—		—		—	—	400		
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	167,678		—		12		—		—		—	—	—	167,691	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—	—	—	—	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—	—	—	—	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,705		2,106		200		—		—		—	—	—	—	4,012
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—	—	—	—	—
	100%			150%			250%			400%			その他	合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—	—	—
株式等	—			—			481			—			—	481	
	45%				75%				100%				その他	合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	11				101				27				187	327	
（うちトランザクター向け）	11				—				—				—	11	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,085	—	1,085		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	70%			90%			110%			112.5%		150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	—			—			—			—		—	—	—	
	60%					その他					合計				
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—					—					—				
	100%				150%				その他				合計		
不動産関連向け（うちADC向け）	—				—				—				—		
	50%				100%				150%				その他	合計	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8				1				28				21	58	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—				—				—				—	—	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計				
現金	406		—		—		—		—		406				
取立未決済手形	—		—		33		—		—		33				
信用保証協会等による保証付	—		17,734		—		0		1		17,736				
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—				
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—				

[令和6年度]

(単位:百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,789	—	—	—	—	—	1,789						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	5,662	—	—	—	—	—	—	5,662					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	400	—	—	—	—	—	400					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,668	—	26	—	—	—	—	—	175,694				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,103	2,206	—	—	—	—	—	—	—	3,309			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—							
株式等	—	—	479	—	—	479							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	9	215	35	204	465								
（うちトランザクター向け）	9	—	—	—	9								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,133	—	1,133
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちＡＤＣ向け）	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10	0	35	21	67								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	378	—	—	—	—	378							
取立未決済手形	—	—	37	—	—	37							
信用保証協会等による保証付	—	16,927	0	0	2	16,930							
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （%）	資産の額およ び与信相当額 の合計額 （CCF・信用 リスク削減効 果適用後）	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （%）	資産の額およ び与信相当額 の合計額 （CCF・信用 リスク削減効 果適用後）
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	202,894	—	—	202,215	202,912	—	—	202,186
40%～70%	2,128	110	10%	2,139	2,245	97	10%	2,254
75%	1,373	130	15%	1,388	1,344	129	13%	1,348
80%	—	0	11%	0	—	—	—	—
85%	6	—	—	6	6	—	—	6
90%～100%	28	0	10%	28	36	0	10%	36
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	28	1	10%	28	35	1	10%	35
250%	481	—	—	481	479	—	—	479
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	9	10%	1	0	8	10%	1
合計	206,941	250	13%	206,289	207,059	237	11%	206,348

（注） 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 74）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	44	133	—	47	148	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃借不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	20	1	—	20	1	—
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	50	—	—	60	—	—
合計	115	134	—	127	149	—

（注）

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 11）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 74）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	14,207	14,207	14,205	14,205
合計	14,207	14,207	14,205	14,205

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 77）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	293	106	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	269	244
3	スティープ化	827	827		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	399	479		
7	最大値	827	827	269	244
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	17,898		17,746	

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	25
2	理事及び監事の氏名及び役職名	26
3	会計監査人の氏名又は名称	49
4	事務所の名称及び所在地	27
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	27
6	主要な業務の内容	16
7	事業の概況	3
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	51
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	53
10	リスク管理の体制	11
11	法令遵守の体制	12
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	9
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	57
16	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項	58
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	63
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	59
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	58
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	58
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	49

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	79
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	79
3	事業の概況	79
4	直近 5 連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	80
5	直近 2 連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	80
6	直近 2 連結事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	102
7	直近 2 連結事業年度の自己資本の充実の状況	103
8	直近 2 連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	102

当ＪＡに関する情報は広報誌、公式ホームページでも紹介しております。

広報誌【毎月発行】（画像は公式ホームページより抜粋）

農作業情報をはじめ、地域のニュースや当ＪＡからの連絡事項など、組合員様やお客様とのネットワークを大切に、よりわかりやすく、より役に立つことを目的に情報を提供しています。



2026年6月号



2026年5月号



2026年4月号



2026年3月号



2026年2月号



2026年1月号

公式ホームページ

ＪＡあわじ島の概要・事業をはじめ、特産品の紹介、店舗・ＡＴＭ案内等、様々な情報を提供しています。更新は随時行っています。

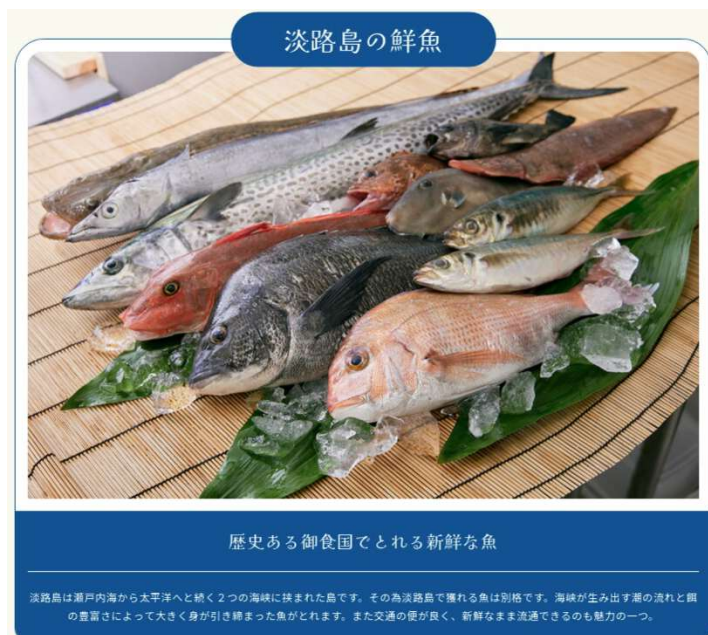
[組織情報](#) [事業案内](#) [広報](#) [ショッピング](#) [農業情報](#) [組合員専用](#) [Web明細](#) [お問い合わせ](#)



淡路島たまねぎ



美菜恋来屋（みなこいこいや）は、古代から御食国として名高い、淡路島の美しい環境で育まれた“ほんまもん”のお野菜、お肉、お魚を“まるごと”食べつくしていただく施設です

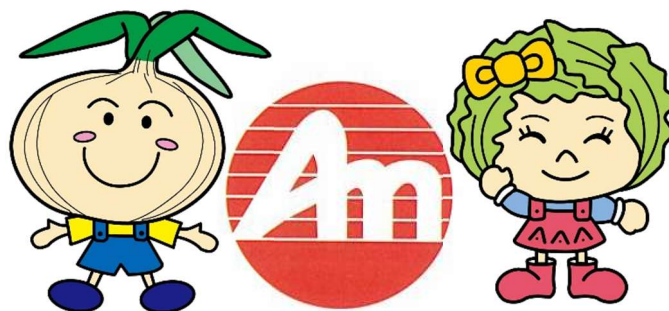




〒656-0462 兵庫県南あわじ市市青木18番地の1
TEL(0799)42-5200 FAX(0799)42-5236

【インターネットURL】

<https://ja-awajishima.or.jp>



JA Awajishima Report 2026